

北陸大学学則

第 1 章 目 的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り広く知識を授けるとともに、深く専門の知識と技能とを教授研究し、人格の陶冶を図り、文化の創造発展と公共福祉の増進に貢献し得る人物を育成することを目的とする。

第1条の2 本学は学校教育法に基づき、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行いその結果を公表する。

2 前項に関する事項は、北陸大学自己点検・評価規程に定める。

第 2 章 組 織

(組織)

第2条 本学に次の学部、学科を置き、その定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	60人		360人
経済経営学部	マネジメント学科	110人	3年次20人	480人
	経済学科	140人	3年次10人	580人
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	60人	3年次10人	260人
	心理社会学科	60人		240人
医療保健学部	医療技術学科	60人		260人
	理学療法学科	60人		240人

2 本学に、留学生別科を置く。

(1) 留学生別科に次コースを置き、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

予備教育コース 80人

協定校交流等コース 70人

(2) 留学生別科に関し必要な事項は、北陸大学留学生別科規程に定める。

(養成する人材)

第2条の2 前条の学部、学科の人材養成の目的は、次のとおりとする。

(1) 薬学部 薬学科

医療人としての倫理観、使命感、責任感及び高度な薬学の知識・技能を身につけ、臨床の現場で実践的な能力を発揮できる薬剤師を養成する。

(2) 経済経営学部

広い知識と視野を持ち、他者と協働して課題を発見し解決することを通じて、健康な社会及び健全な組織の実現に貢献できる人材を養成する。

・ マネジメント学科

マネジメント5分野（経営学、会計学、情報学、法学、経済学）の知識と技能を備え、社会・組織・自己における諸課題を多角的に捉え解決できるマネジメント力を持つ人材を養成する。

・ 経済学科

経済学を中心とした知識と技能を身につけ、現代社会が抱える課題を解決し、新たな価値を創造できる人材を養成する。

(3) 国際コミュニケーション学部

コミュニケーション力をもって、社会の課題解決に取り組み、グローバル化する現代社会に貢献できる人材を養成する。

・ 国際コミュニケーション学科

地域社会及び地域産業のグローバル化に貢献し、世界と地域をつなぐことのできる語学力と国際感覚を持ったグローバル人材を養成する。

・ 心理社会学科

社会全体を俯瞰できる広い視野、人間の心理を深く理解する力とコミュニケーション力を身につけ、「人と人」「人と社会」をつなぎ、健康社会の実現に貢献できる人材を養成する。

(4) 医療保健学部

医療人としての倫理観、使命感、責任感及び保健医療分野における専門知識と技術を身につけ、医療・介護予防・健康増進の分野において貢献し、チーム医療に積極的に関わることのできる医療技術者を養成する。

・医療技術学科

医療人としての倫理観、使命感、責任感及び臨床検査学、臨床工学の知識・技能を身につけ、日々進歩し続ける医療機器、医療技術の変化に対応し、チーム医療に積極的に関わることのできる医療技術者を養成する。

・理学療法学科

疾病の治療・予防、介護予防・障害予防、人々の健康維持・増進に理学療法の領域から寄与し、科学的根拠に基づくリハビリテーションが実践できる理学療法士を養成する。

第 3 章 教 職 員 組 織

(教職員組織)

第3条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び職員を置く。ただし、教育・研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教、又は助手を置かないことができる。必要に応じて、講師のほか非常勤教員を置くことができる。

2 教員は、人格及び学識に優れ、明確な成果を挙げる教育力・指導力を有するものとする。その資格及び職務は、次のとおりとする。

(1) 教授は、専攻分野について教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(2) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(3) 講師は、専攻分野について、教授又は准教授に準ずる、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(4) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(5) 助手は、専攻分野について、知識及び能力を有する者であって、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

3 職員の職務等については、学校法人北陸大学事務組織規程に定める。

4 本学には第1項に定めるほか、副学長、学部長、学生部長、教務部長、図書館長、教務委員長、学科長、留学生別科長、学長補佐その他必要な教職員を置くことができる。なお、任務及び任用等については、学校法人北陸大学大学運営規程に定める。

第 4 章 運 営 組 織

(教学運営協議会)

第4条 本学が組織的・体系的に取り組む教育施策について審議するために、北陸大学教学運営協議会（以下、この規程において「教学運営協議会」という。）を置く。

2 教学運営協議会の任務等必要な事項は、北陸大学教学運営協議会規程に定める。

(教授会)

第5条 本学の教育研究に関し、専門的な審議を行う機関として、教授会を置く。

2 教授会は、常勤の教授をもって構成する。

第6条 前条の教授会は、全学教授会及び学部教授会をいう。

(任務等)

第7条 教授会に関し必要な事項は、北陸大学教授会規程に定める。

第 5 章 学 科 課 程 及 び 履 修 方 法

(学科課程、学科目の名称及び単位)

第8条 本学の学科課程、学科目の名称及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位計算の基準)

第9条 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。

2 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。

3 単位計算の基準に関する規程は、別に定める。

(修得すべき単位)

第10条 在学中に修得しなければならない学科目及び単位数は、次のとおりとする。

薬学部			
I 群	【必修科目】 総合教養教育科目 薬学準備教育、実習系科目	5単位 12.5単位	計17.5単位
II 群	【必修科目】 薬学専門教育科目 実習系科目	113.5単位 40単位	計153.5単位
I・II 群	【選択科目】 総合教養教育科目 薬学専門教育科目	10単位以上 9単位以上	計19単位以上
合計	190単位以上		

経済経営学部 マネジメント学科				
一般教育 科目群	教養科目	必修	1 単位	22単位以上
	外国語科目（※1）	必修	2単位	
		選択	2単位以上	
	上記に加え、一般教育科目群から			
専門教育 科目群	データサイエンス・AI科目	必修	2単位	72単位以上
	専門科目	必修	6単位	
		選択	32単位以上	
	演習科目	必修	18単位	
	上記に加え、専門教育科目群から			
上記に加え、一般教育科目群又は専門教育科目群から				30単位以上
合 計				124単位以上

※1 外国人留学生の修得した留学生特例科目の単位は、必修科目を含む外国語科目の単位とすることができる。

経済経営学部 経済学科				
一般教育 科目群	教養科目	必修	1単位	22単位以上
	外国語科目 (※1)	必修	2単位	
		選択	2単位以上	
	上記に加え、一般教育科目群から		17単位以上	
専門教育 科目群	データサイエンス・AI科目	必修	2単位	72単位以上
	経済基幹科目	必修	10単位	
	経済基幹科目及び経済専門科目	選択	28単位以上	
	演習科目	必修	18単位	
	上記に加え、専門教育科目群から		14単位以上	

上記に加え、一般教育科目群又は専門教育科目群から	30単位以上
合 計	124単位以上

※1 外国人留学生の修得した留学生特例科目の単位は、必修科目を含む外国語科目の単位とすることができる。

国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科		
専門教育科目	語学科目	40単位以上（必修20単位含む）
	言語理解科目	44単位以上（必修2単位含む）
	文化理解科目	
	国際理解科目	
	海外留学科目	※海外留学A～Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位取得を免除し、修得した単位は卒業要件修得単位数に算入することができる。
	専門演習科目	16単位 ※海外留学A～Dを修得した当該学期中の専門演習科目の単位修得は免除する。
一般教育科目	教養科目	7単位以上（必修3単位含む）
	心理社会科目	
	キャリア科目	4単位以上（必修2単位含む）
合計 124単位以上		

国際コミュニケーション学部 心理社会学科			
総合教育科目	必修科目	4単位選択科目	16単位以上 計20単位以上
専門教育科目	必修科目	24単位	
	選択科目	共通領域及び展開応用科目	58単位以上
	現代社会科目	22単位以上	
合計	124単位以上		

医療保健学部 医療技術学科			
一般教養科目	必修科目	11単位	計19単位以上 ・臨床工学コースの場合は「データサイエンス」を修得すること。
	選択科目	8単位以上	
専門基礎科目	必修科目	26単位	計27単位以上 ・「臨床検査学基礎演習」若しくは「臨床工学基礎演習」のいずれかを修得すること。
	選択科目	1単位以上	
専門科目	必修科目	31単位	計82単位以上 ・臨床検査学コース科目群又は臨床工学コース科目群のいずれかをすべて修得すること。 ・臨床検査学コースの場合は、共通科目群の選択科目から1科目以上、かつ、
	選択科目	51単位以上	

	上	臨床工学コース科目群から指定する選択科目を2科目以上修得すること。 ・臨床工学コースの場合は、共通科目群の選択科目から「画像解析学」を含む2科目以上、かつ、臨床検査学コース科目群から指定する選択科目を1科目以上修得すること。
合計	128単位以上	

医療保健学部 理学療法学科			
一般教養科目	必修科目	7単位以上	14単位以上
	選択科目	7単位以上	
専門基礎科目	必修科目	41単位	41単位
専門科目	必修科目	63単位	73単位以上
	選択科目	「予防理学療法学」又は「先進技術と理学療法学」からどちらか1科目2単位選択必修 計10単位以上	
合計 128単位以上			

（履修の認定）

第11条 履修科目修了の認定は、各種試験の評価を含む平素の成績によるものとする。

2 成績評価に合格した者には、所定の単位を与える。

3 平素の成績評価及び試験に関する規程は、別に定める。

（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第12条 学長が教育上特に有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第12条の2 学長が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第12条の3 学長が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第39条及び第60条の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合

を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（成績評価）

第13条 成績評価は、原則として100点を満点とした点数によって表示し、60点以上を合格とする。

（修業年限及び在学期間）

第14条 本学の修業年限は、次のとおりとする。

- （1）薬学部 6年
- （2）経済経営学部 4年
- （3）国際コミュニケーション学部 4年
- （4）医療保健学部 4年

2 在学期間は、薬学部にあつては12年、経済経営学部、国際コミュニケーション学部、医療保健学部にあつては8年をこえることができない。

（卒業）

第15条 学長は前条第1項各号に定める修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者に、卒業を認定する。

（学位）

第16条 学長は、前条により卒業を認定した者に、以下に定める学士の学位を授与する。

薬学部

薬学科	学士（薬学）
-----	--------

経済経営学部

マネジメント学科	学士（マネジメント学）
----------	-------------

経済学科	学士（経済学）
------	---------

国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学科	学士（文学）
---------------	--------

心理社会学科	学士（心理学）
--------	---------

医療保健学部

医療技術学科	学士（医療技術学）
--------	-----------

理学療法学科	学士（理学療法学）
--------	-----------

2 学長は、学位授与の証明として、卒業証書・学位記を授与する。

第 6 章 入学、休学、復学、退学、編入学、転入学及び再入学

（入学の時期）

第17条 入学の時期は、第31条に定める学年の始めとする。ただし、学長は必要に応じて第32条の定める学期の始めとすることができる。

（入学志願者の資格）

第18条 本学に入学を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - （2）通常の課程により12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
 - （3）外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - （4）文部科学大臣が、高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - （5）文部科学大臣の指定した者
 - （6）高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - （7）本学において、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 第2条第1項に掲げる3年次に編入学することのできる者の資格は、別に定める。

（入学志願の手続）

第19条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

2 入学志願の受付期間及び入学検定料は、別に定める。

(入学選考)

第20条 学長は、入学志願者に対して、学力、健康その他について選考のうえ、入学を許可する。

2 選考の方法及び期日は、別に定める。

(休学)

第21条 疾病その他やむを得ない事由により、3ヵ月以上修学することができない者は、その事由を詳記した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 学長は、特別の事由があると認めた者には、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、1年をこえることはできない。ただし、特別の事由がある場合に限り1年を限度として休学期間の延長を認めることがある。

4 休学の期間は、通算して4年をこえることはできない。

5 休学の期間は、第14条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第22条 休学中の者が復学しようとするときは、保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学者は医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間が満了し、復学しようとするときも、前項と同様とする。

(退学)

第23条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その事由を詳記した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。

2 次の各号の一に該当する者について、学長はこれを退学に処する。

(1) 第14条第2項に定める在学期間をこえた者

(2) 学部・学科に第14条第2項に定める在学期間以外の定めがある場合、その在学期間をこえた者

(3) 第21条第3項又は同条第4項に定める休学期間をこえてなお修学できない者

(4) 授業料を納入せず、催告を受けても納付しない者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

(6) 死亡した者

(転学部・転学科)

第24条 本学の他の学部・学科へ転学部及び転学科を志願する者は、審査のうえ、学長がこれを許可することがある。

(転学)

第25条 他の大学を受験し、転学しようとする者は、その旨を記した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。

(編入学)

第26条 第2条第1項に定める編入学者のほか、本学に編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、審査のうえ、学長が相当年次に編入学を許可することがある。

(転入学)

第27条 他の大学から、本学へ転入学を志願する者は、欠員のある場合に限り、審査のうえ、学長が相当年次に入学を許可することがある。

(再入学)

第28条 退学者が再入学を出願したときは、審議のうえ、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の再入学は、第23条第1項又は第2項第3号乃至第5号により退学した者で、かつ退学の理由となった事情が解消されたと認められる場合に限るものとする。

3 退学者の再入学は、退学後3年以内の者に限る。

(入学手続)

第29条 入学を許可された者は、指定の期日までに保証人を定めて、所定の手続をとらなければならない。

2 前項の手続をしないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(保証人)

第30条 保証人は、学生の学資支出の責任者である父母若しくは縁故者に限る。

第 7 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第31条 学年は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(学期)

第32条 学年を2期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。ただし、学長は、必要に応じて前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

2 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業を行わない日)

第33条 授業を行わない日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 創立記念日 6月1日

(4) 夏休み、冬休み及び春休みは、学年ごとに定める

(5) 臨時に授業を行わない日が必要な場合は、その都度定める

2 授業を行わない日といえども、学長は、必要に応じて授業を命ずることができる。

第 8 章 学 費

(納付金)

第34条 入学金、授業料及びその他の学費は、別表2のとおりとする。

2 前項の納付金の納付方法及び期限は、別に定める。

(退学者等の納付金)

第35条 退学及び転学の場合には、その学期分の授業料等を納付しなければならない。ただし、第23条第2項第5号及び同条同項第6号の退学の場合は、この限りでない。

2 休学を許可したときは、休学期間中の授業料等を免除し、これに代えて在籍料を徴収する。

(科目等履修生等の納付金)

第36条 科目等履修生・聴講生、委託生、研修生及び専攻生の諸納付金の金額ならびに納付方法及び期限については、別に定める。

(納付金の還付)

第37条 既納の学費は、事由の如何にかかわらず還付しない。ただし、第35条第1項ただし書及び同条第2項の場合を除く。

(登学の停止等)

第38条 学費の納入を怠った者の処置については、第23条第2項第4号の場合を除き、別に定める。

第 9 章 科目等履修生・聴講生、委託生、研修生及び専攻生

(科目等履修生・聴講生)

第39条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者は、審査のうえ、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生は、その履修科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を認定する。

第40条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の聴講を志願する者は、審査のうえ、学長が聴講生として入学を許可することがある。

第41条 科目等履修生・聴講生の在学期間は、1年以内とする。

(委託生)

第42条 公共団体その他の機関から、特定科目について修学を委託された者は、審査のうえ、学長が委託生として入学を許可することがある。

2 委託生の在学期間は、原則として1年以内とする。

(研修生)

第43条 大学を卒業した者で、特殊の事項について研修を志願する者は、審査のうえ、学長が研修生として入学を許可することがある。

第44条 研修生の在学期間は、2年以内とする。

(専攻生)

第45条 特殊の事項につき精密な研究を志願する者は、審査のうえ、学長が専攻生として入学を許可することがある。

2 専攻生を志願することができる者については、別に定める。

第46条 専攻生の修業年限は、1年とする。ただし、研究を継続しようとする者は、指導教員を経て、

延期を学長に願い出ることができる。

第47条 < 削除 >

第48条 < 削除 >

(学則の準用)

第49条 科目等履修生・聴講生、委託生、研修生及び専攻生に対しても、特に定める場合を除いては、この学則を準用する。

第 10 章 賞 罰

(表彰)

第50条 学長は、学業成績が特に優秀な者又は学生の模範となる行為のあった者に対して、これを表彰することができる。

(懲戒)

第51条 学長は、学則、諸規程及び法令等を守らず、学生の本分に悖る行為のあった者に、次の懲戒を行う。なお、懲戒に当たっては、北陸大学学生懲戒規程に従い行うものとする。

(1) 訓告

(2) 謹慎

(3) 停学

(4) 退学

2 退学は、次の各号の一に該当する場合に行う。

(1) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められた者

(2) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者

(3) 正当の理由がなく引続き1年以上欠席した者

(4) 本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した者

3 停学の期間は、第14条に規定する修業年限及び在学期間に算入する。ただし、停学の期間が3カ月をこえるときは、修業年限に算入しない。

第 11 章 公 開 講 座

(公開講座)

第52条 本学は、随時公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第 12 章 図 書 館

(図書館)

第53条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

第 13 章 薬用植物園

(薬用植物園)

第54条 本学薬学部に、附属薬用植物園を置く。

2 附属薬用植物園に関する規程は、別に定める。

第 14 章 研究所及び附属研究施設

(研究所及び附属研究施設)

第55条 本学に、教育研究に必要な研究所及び附属研究施設を置くことができる。

2 研究所及び附属研究施設に関し、必要な事項は別に定める。

第 15 章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第56条 本学は、学生の福利をはかるため厚生保健の施設を設ける。

2 この施設についての規程は、別に定める。

第 16 章 教育職員免許状を得るための課程

(教職課程)

第57条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法その他の関係法規に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状の取得に必要な授業科目及び単位数は別表3のとおりとし、その履修方法について必要な事項は別に定める。

(教育職員免許資格)

第58条 本学において取得できる教育職員免許状は、次に掲げるものとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
経済経営学部	マネジメント学科	中学校教諭 1種免許状	保健体育
		高等学校教諭 1種免許状	公民、保健体育
	経済学科	高等学校教諭 1種免許状	公民
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	中学校教諭 1種免許状	英語
		高等学校教諭 1種免許状	

(履修方法)

第59条 単位の修得は、第5章学科課程及び履修方法の規程を適用する。

第 17 章 特別の課程

(特別の課程)

第60条 本学の学生以外の者を対象に、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。

2 特別の課程に関する規程は、別に定める。

第 18 章 学則の変更

(学則の変更)

第61条 学則の変更は、全学教授会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年10月30日 第18回理事会)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年10月5日 第34回理事会)

この学則は、昭和56年10月5日から施行し、昭和55年4月1日より適用する。

なお、第10条別表2は昭和58年3月末日をもって廃止する。また、昭和54年度以前の入学生は第12条の適用を除外し、別途移行措置を定める。

附 則 (昭和57年3月30日 第36回理事会)

1. この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

2. 第15条第2項後段の規定は、昭和57年度入学生から適用する。

附 則 (昭和58年5月30日 第42回理事会)

この学則は、昭和58年5月30日から施行し、昭和58年4月1日より適用する。

附 則 (昭和60年6月27日 第50回理事会)

(昭和61年9月29日 第56回理事会)

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年12月22日 第64回理事会)

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月22日 第68回理事会）

1. この学則は、平成元年4月1日から施行する。
2. 第10条別表1は、昭和63年度薬学部入学生から適用する。ただし、昭和62年度以前の薬学部入学生が昭和63年度以降の入学生と同一学年に在籍する場合も、第10条別表1を適用する。
3. 平成元年度薬学部2年次生の、在学中に修得しなければならない学科目及び単位数は、別に定める。
4. 第2項を適用しない薬学部学生の学科科目名称及び単位数は、別表1-(2)のとおりとし、在学中に修得しなければならない学科目及び単位数は、次のとおりとする。
〈省略表1〉
5. 第3項及び第4項は、当該学生の在学しなくなった年次をもって廃止する。

附 則（平成元年9月18日 第74回理事会）

1. この学則は、平成2年4月1日から施行する。
2. 第2条第1項の規定にかかわらず、平成2年4月1日から平成11年3月31日までの間、外国語学部の入学生定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
外国語学部	英米語学科	165人
	中国語学科	55人
3. 第34条別表2及び第63条別表3は、平成2年度入学生から適用する。
4. 第3項を適用しない平成元年度以前入学生の学費は、別表2-(2)のとおりとする。
5. 第3項を適用しない平成元年度以前外国語学部入学生の教科及び教職に関する科目及び単位数は、別表3-(2)のとおりとする。
6. 第4項及び第5項は、当該学生の在学しなくなった年次をもって廃止する。

附 則（平成3年3月25日 第82回理事会）

1. この学則は、平成3年4月1日から施行する。
2. 第10条別表1は、平成3年度入学生から適用する。
3. 前項を適用しない平成2年度以前の入学生の学科目の名称及び単位数は、別表1-(1)のとおりとする。ただし、専門教育科目は別表1の専門教育科目を適用する。
4. 前項は、当該学生の在学しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成4年3月30日 第88回理事会）

1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。
2. 第2条第1項の規定にかかわらず、平成4年4月1日から平成12年3月31日までの間、法学部の入学定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
法学部	政治学科	150人	600人
	法律学科	150人	600人

3. 第9条、第34条及び第57条別表の適用については次のとおりとする。
〈省略表2〉
4. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、平成4年度入学生から適用する。
5. 前項を適用しない平成3年度以前の入学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表3〉
6. 第3項に定める別表及び第5項は、当該学生の在学しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成5年9月10日 第99回理事会）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日 第101回理事会）

1. この学則は、平成6年4月1日から施行する。
2. 第9条、第35条及び第58条別表の適用については次のとおりとする。
〈省略表4〉
3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用対象学生に適用する。
4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表5〉
5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表6〉
6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表7〉
7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表8〉
8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表9〉
9. 第2項に定める別表及び前5項は、当該学生の在学しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成6年5月25日 第103回理事会）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月29日 第109回理事会）

1. この学則は、平成7年4月1日から施行する。
2. 第9条、第35条及び第58条別表の適用については、次のとおりとする。
〈省略表10〉
3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は別表1の適用対象学生に適用する。
4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表11〉
5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表12〉
6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表13〉
7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表14〉
8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表15〉
9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表16〉
10. 第2項に定める別表及び前6項は、当該学生の在学しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成8年3月26日 第121回理事会）

1. この学則は、平成8年4月1日から施行する。
2. 第9条別表の適用については、次のとおりとする。
〈省略表17〉
3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用対象学生に適用する。
4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表18〉
5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表19〉
6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表20〉
7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表21〉
8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表22〉
9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表23〉
10. 第2項に定める別表及び前6項は、当該学生が在学しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成9年3月27日 第130回理事会）

1. この学則は、平成9年4月1日から施行する。
2. 第9条別表の適用については、次のとおりとする。
〈省略表24〉
3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用対象学生に適用する。
4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表25〉
5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表26〉
6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表27〉
7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表28〉
8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表29〉
9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表30〉
10. 別表1-(7)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表31〉
11. 第2項に定める別表及び前7項は、当該学生が存在しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成9年3月27日 第130回理事会）

1. この学則は、平成9年4月1日から施行する。
2. 第58条別表3の適用については、次のとおりとする。
〈省略表32〉

附 則（平成9年9月27日 第137回理事会）

1. この学則は、平成9年9月27日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
2. 第9条別表の適用については、次のとおりとする。
〈省略表33〉
3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。
4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表34〉
5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表35〉
6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表36〉
7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表37〉
8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表38〉
9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表39〉
10. 別表1-(7)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表40〉
11. 第2項に定める別表及び前7項は、当該学生が存在しなくなった年度をもって廃止する。
12. 第58条別表3の適用については、次のとおりとする。
〈省略表41〉

附 則（平成10年3月27日 第139回理事会）

1. この学則は、平成10年4月1日から施行する。
2. 第9条、第35条及び第58条の別表の適用については、次のとおりとする。
〈省略表42〉
3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。
4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表43〉
5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表44〉
6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表45〉
7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとお

りとする。

〈省略表46〉

8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表47〉

9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表48〉

10. 別表1-(7)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表49〉

11. 別表1-(8)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表50〉

12. 第2項に定める別表及び前8項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成10年8月7日 第142回理事会）

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 第2条第1項の規定にかかわらず、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間、外国語学部の入学生定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
外国語学部	英米語学科	165人
	中国語学科	55人

附 則（平成11年1月21日 第146回理事会）

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 第9条、第35条及び第58条の別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表51〉

3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。

4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表52〉

5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表53〉

6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表54〉

7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表55〉

8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表56〉

9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表57〉

10. 別表1-(7)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表58〉

11. 別表1-(8)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表59〉

12. 別表1-(9)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表60〉

13. 第2項に定める別表及び前9項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成11年5月25日 第152回理事会）

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 第2条第1項の規定にかかわらず、平成12年4月1日から平成16年3月31日までの間、外国語学部・法学部の各年度の入学定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員（収容定員）						
		平成12年 度	平成13年 度	平成14年 度	平成15年 度	平成16年 度	平成17年 度	平成18年 度
外国語学 部	英米語学 科	165人	165人	160人	155人	150人	150人	150人
		(730人)	(730人)	(725人)	(715人)	(700人)	(685人)	(675人)
	中国語学 科	55人	55人	55人	55人	55人	55人	55人
		(220人)	(220人)	(220人)	(220人)	(220人)	(220人)	(220人)
法 学 部	政治学科	135人	125人	120人	115人	110人	110人	110人
		(585人)	(560人)	(530人)	(495人)	(470人)	(455人)	(445人)
	法律学科	145人	140人	135人	130人	125人	125人	125人
		(595人)	(585人)	(570人)	(550人)	(530人)	(515人)	(505人)

附 則（平成11年10月26日 第154回理事会）

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
 - 第9条、第35条及び第58条の別表の適用については、次のとおりとする。
- 〈省略表61〉
- 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。
 - 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
- 〈省略表62〉
- 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
- 〈省略表63〉
- 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
- 〈省略表64〉
- 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
- 〈省略表65〉
- 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
- 〈省略表66〉
- 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

りとする。

〈省略表67〉

10. 別表1-(7)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表68〉

11. 第2項に定める別表及び前7項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成12年7月21日 第161回理事会）

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- この学則の施行により、平成11年5月25日（第152回理事会）改正の附則を廃止する。
- 第2条第1項の規定にかかわらず、平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間の各年度の入学定員及び平成13年4月1日から平成19年3月31日までの間の各年度の収容定員は次のとおりとする。

学 部 学 科		入 学 定 員（収容定員）					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
薬 学 部 薬 学 科		140人	140人	140人	140人	140人	140人
		(500人)	(520人)	(540人)	(560人)	(560人)	(560人)
	衛生薬学科	140人	140人	140人	140人	140人	140人
		(440人)	(480人)	(520人)	(560人)	(560人)	(560人)
外国語学部 英米語学科		135人	130人	125人	120人	120人	120人
		(700人)	(665人)	(625人)	(580人)	(565人)	(555人)
	中国語学科	40人	40人	40人	40人	40人	40人
		(215人)	(210人)	(195人)	(180人)	(180人)	(180人)
法 学 部 政治学科		115人	110人	105人	100人	100人	100人
		(550人)	(510人)	(465人)	(430人)	(415人)	(405人)
	法律学科	135人	130人	125人	120人	120人	120人
		(580人)	(560人)	(535人)	(510人)	(495人)	(485人)

附 則（平成13年3月27日 第166回理事会）

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
 - 第9条、第35条及び第58条の別表の適用については、次のとおりとする。
- 〈省略表69〉
- 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。
 - 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
- 〈省略表70〉
 〈省略表71〉
 〈省略表72〉
- 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
- 〈省略表73〉
- 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
- 〈省略表74〉
- 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
- 〈省略表75〉

8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表76〉

9. 第2項に定める別表及び前5項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成14年1月23日 第174回理事会）

1. この学則は、平成15年4月1日から施行する。
2. この学則の施行により、平成12年7月21日（第161回理事会）改正の附則を廃止する。
3. 第2条第1項の規定にかかわらず、平成15年度の入学定員及び平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間の各年度の収容定員は次のとおりとする。

学 部 学 科		入 学 定 員	（収容定員）			
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
薬 学 部	薬 学 科	140人	140人	140人	140人	
		(540人)	(560人)	(560人)	(560人)	
	衛生薬学科	140人	140人	140人	140人	
		(520人)	(560人)	(560人)	(560人)	
外国語学部	英米語学科	125人	120人	120人	120人	
		(625人)	(580人)	(565人)	(555人)	
	中国語学科	40人	40人	40人	40人	
		(195人)	(180人)	(180人)	(180人)	
法 学 部	政治学科	105人	100人	100人	100人	
		(505人)	(510人)	(495人)	(485人)	
	法律学科	125人	120人	120人	120人	
		(615人)	(670人)	(655人)	(645人)	

附 則（平成14年3月27日 第177回理事会）

1. この学則は、平成14年4月1日から施行する。
2. 第9条、第35条及び第58条の別表の適用については、次のとおりとする。
〈省略表77〉
3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。
4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表78〉
〈省略表79〉
〈省略表80〉
5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表81〉
〈省略表82〉
〈省略表83〉
6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表84〉
7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表85〉

8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表86〉

9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表87〉

10. 第2項に定める別表及び前6項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成15年6月9日一部改正 第187回理事会）

- この学則は、平成15年6月9日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 第2条第2項及び第4項に定める大学院法務研究科に関する規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成15年9月11日 第188回理事会）

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 外国語学部及び法学部は、在学生の卒業をもって廃止する。
- 第17条の規定にかかわらず、外国語学部卒業生には学士（文学）、法学部卒業生には学士（法学）の学位を授与する。
- 第2条第1項に定める編入学定員は、平成18年4月1日から適用する。
- この学則の施行により、平成14年1月23日（第174回理事会）改正の附則を廃止する。
- 第2条第1項の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度の編入学定員ならびに平成16年度乃至平成18年度の収容定員は次のとおりとする。

○編入学定員

学 部	学 科	平成16年度	平成17年度
外国語学部	英米語学科	35人	35人
	中国語学科	10人	10人
法 学 部	政治学科	40人	40人
	法律学科	80人	80人

○収容定員

学 部	学 科	平成16年度	平成17年度	平成18年度
薬 学 部	薬 学 科	650人	740人	830人
	衛生薬学科	650人	740人	830人
外国語学部	英米語学科	460人	325人	160人
	中国語学科	140人	100人	50人
法 学 部	政治学科	410人	295人	145人
	法律学科	550人	415人	205人
未来創造学部	未来文化創造学科	100人	200人	345人
	未来社会創造学科	100人	200人	420人

7. 第9条及び第35条の別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表88〉

8. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。

9. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表89〉

〈省略表90〉

10. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表91〉

11. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表92〉

12. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表93〉

13. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表94〉

14. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表95〉

15. 第7項に定める別表及び前6項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。
16. 外国語学部及び法学部の学生の教育職員免許状を得るための課程は次のとおりとする。

教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法その他の関係法規に定める所定の単位を修得しなければならない。

教育職員免許状の取得に必要な授業科目及び単位数は下表のとおりとし、その履修方法について必要な事項は、別に定める。

本学において取得できる教育職員免許状は、次に掲げるものとする。

〈省略表127〉

[平成12年度以降入学生の適用表]

教育職員免許状取得に関する修得単位数

〈省略表128〉

教職に関する学科目の名称及び単位数

〈省略表129〉

教科に関する学科目の名称及び単位数（英米語学科）

〈省略表130〉

教科に関する学科目の名称及び単位数（中国語学科）

〈省略表131〉

教科に関する学科目の名称及び単位数（政治学科）

〈省略表132〉

〈省略表133〉

〈省略表134〉

教科に関する学科目の名称及び単位数（法律学科）

〈省略表135〉

〈省略表136〉

〈省略表137〉

教育職員免許法施行規則第66条の5に定める科目

〈省略表138〉

[平成11年度以前入学生の適用表（中国語学科）]

教科及び教職に関する学科目の名称並びに単位数

〈省略表139〉

教科に関する科目及び単位数

〈省略表140〉

[平成11年度以前入学生の適用表（英米語学科、政治学科及び法律学科）]

教科及び教職に関する学科目の名称並びに単位数

〈省略表141〉

教科に関する科目及び単位数（英米語学科）

〈省略表142〉

教科に関する科目及び単位数（政治学科）

〈省略表143〉

教科に関する科目及び単位数（法律学科）

〈省略表144〉

附 則（平成15年12月15日 第190回理事会）

1. この学則は、平成16年4月1日から施行する。
2. この学則の施行により、平成15年6月9日（第187回理事会）改正の附則を廃止する。

附 則（平成16年2月24日 第192回理事会）

1. この学則は、平成16年4月1日から施行する。
2. 第9条の別表の適用については、次のとおりとする。
〈省略表96〉
3. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。
4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表97〉
5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表98〉
〈省略表99〉
6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表100〉
7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表101〉
8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表102〉
9. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表103〉
10. 第2項に定める別表及び前6項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成17年3月28日 第200回理事会）

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2. 学校教育法改正（平成16年5月21日）に伴い、旧学則に定める修業年限4年の薬学部は平成17年度をもって募集を停止し、在学生の卒業をもってこれを廃止する。
3. この学則の施行により、平成15年9月11日（第188回理事会）改正の附則第6項のうち、平成18年度以降の収容定員につき、次のとおり改訂する。

○収容定員

学 部	学 科	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
薬学部(新課程)	薬 学 科	306人	612人	918人	1224人	1530人	1836人
薬学部(旧課程)	薬 学 科	600人	460人	230人	—	—	—
	衛生薬学科	600人	460人	230人	—	—	—
未来創造学部	未来文化創造学科	345人	490人	490人	490人	490人	490人
	未来社会創造学科	420人	640人	640人	640人	640人	640人
外国語学部	英米語学科	160人	—	—	—	—	—
	中国語学科	50人	—	—	—	—	—
法 学 部	政治学科	145人	—	—	—	—	—

法律学科 205人 — — — — —

4. 第9条及び第34条の別表の適用については、次のとおりとする。
〈省略表104〉
5. 第11条に定める「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、別表1の適用の対象学生に適用する。
6. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表105〉
〈省略表106〉
7. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表107〉
8. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表108〉
〈省略表109〉
9. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表110〉
10. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表111〉
11. 別表1-(6)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表112〉
12. 別表1-(7)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表113〉
13. 第4項に定める別表及び前7項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成18年3月24日 第206回理事会）

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2. 第34条の別表の適用については、次のとおりとする。
〈省略表114〉

附 則（平成18年12月13日 第208回理事会）

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2. 第8条及び第34条の別表の適用については、次のとおりとする。
〈省略表115〉
3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の適用の対象学生に適用する。
4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表116〉
5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表117〉
〈省略表118〉
6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表119〉
7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとお

りとする。

〈省略表120〉

〈省略表121〉

8. 第2項に定める別表及び前4項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成19年3月28日 第210回理事会）

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 第8条及び第34条の別表の適用については、次のとおりとする。
〈省略表122〉
- 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の適用の対象学生に適用する。
- 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表123〉
- 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表124〉
〈省略表125〉
- 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表126〉
- 第2項に定める別表及び前4項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成19年7月27日 第213回理事会）

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 未来文化創造学科及び未来社会創造学科は、在学生の卒業をもって廃止する。
- 第16条の規定にかかわらず、未来文化創造学科卒業者には学士（文学）、未来社会創造学科卒業者には学士（法学）の学位を授与する。
- 第2条第1項に定める編入学定員は、平成22年4月1日から適用する。
- この学則の施行により、平成17年3月28日（第200回理事会）改正の附則第3項を廃止する。
- 第2条第1項の規定にかかわらず、平成20年度及び平成21年度の編入学定員ならびに平成20年度乃至平成23年度の収容定員は次のとおりとする。

○編入学定員

学 部	学 科	平成20年度	平成21年度
未来創造学部	未来文化創造学科	45人	45人
	未来社会創造学科	120人	120人

○収容定員

学 部	学 科	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
薬学部(新課程)	薬 学 科	918人	1224人	1530人	1836人
薬学部(旧課程)	薬 学 科	230人	—	—	—
	衛 生 薬 学 科	230人	—	—	—
未来創造学部	未来文化創造学科	390人	290人	145人	—
	未来社会創造学科	540人	440人	220人	—
	国 際 教 養 学 科	100人	200人	345人	490人
	国際マネジメント学科	100人	200人	420人	640人

- 第8条及び第34条の別表の適用については、次のとおりとする。
〈省略表145〉
- 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の適用の対象学生

に適用する。

9. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表146〉

10. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表147〉

11. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表148〉

〈省略表149〉

12. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表150〉

13. 第7項に定める別表及び前4項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成20年3月27日 第216回理事会）

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2. 第8条及び第34条の別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表151〉

3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の適用の対象学生に適用する。

4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表152〉

5. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表153〉

6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表154〉

〈省略表155〉

7. 第2項に定める別表及び前4項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成21年3月25日 第221回理事会）

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2. 第8条及び第34条の別表の適用については、次のとおりとする。

〈省略表156〉

3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1及び別表1-(1)の対象学生に適用する。

4. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表157〉

5. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表158〉

6. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

〈省略表159〉

〈省略表160〉

7. 第2項に定める別表及び前3項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成22年5月27日 第227回理事会）

1. この学則は、平成22年5月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
2. 大学院薬学研究科博士前期課程は、在学生の修了をもって廃止し、博士後期課程は、平成23年度入学生が在籍しなくなった年度をもって廃止する。
3. 第2条第3項の規定にかかわらず、大学院薬学研究科の平成22年度から平成25年度までの収容定員は次のとおりとする。

課 程 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度

博士前期課程 20人 — — —

博士後期課程 15人 15人 10人 5人

4. 第8条、第57条及び第34条の別表の適用については、次のとおりとする。
〈省略表161〉
5. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1及び別表1-(1)、別表1-(2)の対象学生に適用する。
6. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表157〉
7. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表158〉
8. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表159〉
〈省略表160〉
9. 第4項に定める別表及び前3項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成23年3月29日 第230回理事会）

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。
2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。
〈省略表162〉
3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1及び別表1-(1)、別表1-(2)の対象学生に適用する。
4. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表157〉
5. 別表1-(4)を適用する学生の「在学中に修得しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表158〉
6. 別表1-(5)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。
〈省略表160〉
7. 第2項に定める別表及び前3項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成23年4月22日 第231回理事会）

1. この学則は、平成23年4月22日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日 第235回理事会）

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備 考
第8	別表1	・平成20年度以降の薬学部入学生 ・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成20年4月1日施行 平成22年4月1日適用

条	別表1-(1)	・平成21年度以降の未来創造学部入学生	平成21年4月1日施行
	別表1-(2)	・平成20年度以降の未来創造学部入学生	平成20年4月1日施行
	別表1-(3)	・平成18年度以降の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
第34条	別表2	・平成18年度薬学部入学生以降 ・平成18年度未来創造学部入学生以降	平成18年4月1日施行
第57条	別表3	・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用
	別表3-(1)	・平成21年度の未来創造学部入学生	平成21年4月1日施行

3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1及び別表1-(1)、別表1-(2)の対象学生に適用する。

4. 別表1-(3)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

薬学部				
I 群	必修科目	英 語	8単位	
		教養演習科目	2単位	
	選択科目	基 礎 科 目	┌ └	10単位以上
		教養演習科目		
合計20単位以上				
II 群	必修科目	専 門 科 目	112単位	
		実習系 科 目	43単位	
	選択科目	専 門 科 目	8単位以上	┌ └
		コース 科 目	5単位	
合計168単位以上				
合計	188単位以上			

5. 第2項に定める別表及び前項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成25年3月15日 第240回理事会）

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日 第248回理事会）

1. この学則は、平成26年6月30日から施行する。

2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備 考
第8条	別表1	・平成20年度以降の薬学部入学生 ・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成20年4月1日施行 平成22年4月1日適用
	別表1-(1)	・平成21年度以降の未来創造学部入学生	平成21年4月1日施行
	別表1-(2)	・平成18年度以降の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
第34条	別表2	・平成18年度薬学部入学生以降 ・平成18年度未来創造学部入学生以降	平成18年4月1日施行

第57条	別表3	・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用
------	-----	---------------------	-------------

3. 第2項に定める別表は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成27年3月18日改正平成26年度第17回全学教授会、平成27年3月25日第252回理事会）

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備 考
第8条	別表1	・平成27年度以降の薬学部入学生	平成27年4月1日施行
		・平成27年度以降の未来創造学部入学生	
	別表1-(1)	・平成20年度以降の薬学部入学生	平成20年4月1日施行
		・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用
		・平成27年度以降入学の未来創造学部編入留学生	平成27年4月1日施行
	別表1-(2)	・平成18年度以降の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
第34条	別表2	・平成18年度以降の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
		・平成18年度以降の未来創造学部入学生	
第57条	別表3	・平成27年度以降の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
	別表3-(1)	・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用

3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。

4. 別表1-(1)及び別表1-(2)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

薬学部			
Ⅰ群	必修科目	英 語	8単位
		教養演習科目	2単位
	選択科目	基 礎 科 目	┌ └ 10単位以上
		教養演習科目	
合計20単位以上			
Ⅱ群	必修科目	専 門 科 目	112単位
		実習系科目	43単位
	選択科目	専 門 科 目	8単位以上
		コース科目	5単位
合計168単位以上			
合計	188単位以上		

未来創造学部	
国際教養学科	国際マネジメント学科

外国語科目	(※28単位まで語学専修科目群に含めることができる。)	外国語科目	英語 28単位 中国語 22単位 日本語 28単位
基礎教育科目群	健康科目 4単位以上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 合計24単位以上	基礎教育科目群	健康科目 4単位以上 演習科目 16単位 未来創造科目 4単位 情報科目 2単位 合計26単位以上
語学専修科目群	専修英語科目又は専修中国語科目から50単位以上 (ただし、28単位までは外国語科目で替えることができる。)		
国際教養科目群	40単位以上	国際マネジメント科目群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上
国際マネジメント科目群	14単位以上	国際教養科目群	14単位以上
合計	128単位以上	合計	128単位以上

5. 第2項に定める別表及び第4項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（平成28年2月26日 第258回理事会）

- この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 未来創造学部国際教養学科は、学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

3. 未来創造学部国際マネジメント学科は、平成29年4月1日から経済経営学部マネジメント学科に名称を変更する。未来創造学部国際マネジメント学科は、変更後の学則の規定にかかわらず、当該学科に在籍する学生がいなくなるまでの間、存続するものとする。

4. 第2条第1項に定める国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科及び経済経営学部マネジメント学科の編入学定員は平成31年4月1日から適用する。

5. 第2条第1項の規定にかかわらず、平成29年度及び平成30年度の未来創造学部の編入学定員並びに平成29年度からの平成34年度までの収容定員は次のとおりとする。

○編入学定員	学 部	学 科	平成29年度	平成30年度
未来創造学部	国際教養学科	45人	45人	
国際マネジメント学科	120人	120人		

○収容定員

学部	学科	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
薬学部	薬学科	1750人	1664人	1578人	1492人	1406人	1320人
未来創造学部	国際教養学科	390人	290人	145人	—	—	—
	国際マネジメント学科	540人	440人	220人	—	—	—
経済経営学部	マネジメント学科	200人	400人	723人	1046人	1046人	1046人
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	80人	160人	260人	360人	360人	360人
医療保健学部	医療技術学科	60人	120人	180人	240人	240人	240人

6. 第2条の2の規定にかかわらず、未来創造学部国際教養学科、国際マネジメント学科の人材養成の目的はつぎのとおりとする。

未来創造学部	グローバルな視野と異文化への深い理解、高いコミュニケーション力により、世界の人々と自由闊達に意見交換し、現代社会に生起するさまざまな課題に的確に対応し、あるべき未来を自ら創造できる人間力あふれる人材を養成する。
国際教養学科	英語又は中国語のコミュニケーション力を身につけ、国際感覚と豊かな教養を備えた、地域社会と国際社会で活躍できる人材を養成する。
国際マネジメント学科	国際的な視野での実務的マネジメント力を身につけ、かつ幅広い知識と教養及び外国語コミュニケーション力を備えた、地域社会と国際社会で活躍できる人材を養成する。

7. 第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、未来創造学部の修業年限は4年とし、在学期間は8年をこえないものとする。

8. 第16条の規定にかかわらず、未来創造学部国際教養学科卒業生には学士（文学）、未来創造学部国際マネジメント学科の卒業生には学士（マネジメント学）の学位を授与する。

9. 第58条の規定にかかわらず、未来創造学部国際教養学科及び国際マネジメント学科において取得できる教育職員免許状は次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
未来創造学部	国際教養学科	中学校教諭 1種免許状	英 語
		高等学校教諭 1種免許状	
	国際マネジメント学科	中学校教諭 1種免許状	社会、保健体育
		高等学校教諭 1種免許状	地理歴史、公民、保健体育

10. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用について、次のとおりとする。

		対 象	備 考
第8条	別表1	・平成27年度以降の薬学部入学生	平成27年4月1日施行
		・平成27年度以降の未来創造学部入学生	
		・平成29年度以降の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
	別表1-(1)	・平成20年度以降の薬学部入学生	平成20年4月1日施行
		・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用
		・平成27年度以降入学の未来創造学部編入留学生	平成27年4月1日施行
	別表1-(2)	・平成18年度以降の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
第38条	別表2	・平成29年度以降の薬学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度以降の経済経営学部入学生	
		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
	別表2-(1)	・平成18年度以降の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
		・平成18年度以降の未来創造学部入学生	
第57条	別表3	・平成27年度以降の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度以降の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
	別表3-(1)	・平成22年度以降の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用

11. 第10条に定める「在籍中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。
12. 別表1-(1)及び別表1-(2)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

薬学部			
Ⅰ群	必修科目	英 語	8単位
		教養演習科目	2単位
Ⅱ群	選択科目	基 礎 科 目	┐
	10単位以上	教養演習科目	┘
合計20単位以上			
Ⅱ群	必修科目	専 門 科 目	112単位
		実習系 科 目	43単位
	選択科目	専 門 科 目	8単位以上 ┐
	13単位以上	コース 科 目	5単位 ───┘
合計168単位以上			
合計	188単位以上		

未来創造学部

国際教養学科		国際マネジメント学科	
外国語科目	(※28単位まで語学専修科目群に含めることができる。)	外国語科目	英語 28単位 中国語 22単位 日本語 28単位
基礎教育科目群	健康科目 4単位以上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 合計24単位以上	基礎教育科目群	健康科目 4単位以上 演習科目 16単位 未来創造科目 4単位 情報科目 2単位 合計26単位以上
語学専修科目群	専修英語科目又は専修中国語科目から50単位以上 (ただし、28単位までは外国語科目で替えることができる。)		
国際教養科目群	40単位以上	国際マネジメント科目群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上
国際マネジメント科目群	14単位以上	国際教養科目群	14単位以上
合計	128単位以上	合計	128単位以上

13. 第10項に定める別表及び第12項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (改正 平成29年2月22日 第13回全学教授会 平成28年3月22日 第264回理事会決定)

- この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備 考
第8条	別表1	・平成27年度以降の薬学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度以降の経済経営学部入学生	
		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
		・平成29年度及び平成30年度の未来創造学部編入学生	
	別表1-(1)	・平成20年度から平成26年度の薬学部入学生	平成20年4月1日施行
		・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
		・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部編入留学生	
第34条	別表1-(2)	・平成18年度及び平成19年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
		・平成22年度から平成26年度の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用
	別表2	・平成29年度以降の薬学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度以降の経済経営学部入学生	
		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	

第57条	別表2-(1)	・平成18年度から平成28年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
		・平成18年度から平成28年度の未来創造学部入学生	
	別表3	・平成29年度以降の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
	別表3-(1)	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
	別表3-(2)	・平成22年度から平成26年度の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用

3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。

4. 別表1-(1)に適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

薬学部			
I 群	必修科目	英語	8単位
		教養演習科目	2単位
I 群	選択科目	基礎科目	10単位以上
		教養演習科目	10単位以上
合計20単位以上			
II 群	必修科目	専門科目	112単位
		実習系科目	43単位
II 群	選択科目	専門科目	8単位以上
		コース科目	5単位
合計168単位以上			
合計		188単位以上	

未来創造学部			
国際教養学科		国際マネジメント学科	
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 22単位以上 日本語 22単位以上 中国語 22単位以上	外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 12単位以上 日本語 12単位以上 中国語 12単位以上
基礎教育科目群	健康科目 2単位以上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 情報科目 2単位以上 一般教養科目 4単位以上 合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業要件修得単位数に算入する。	基礎教育科目群	健康科目 2単位以上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 情報科目 2単位以上 一般教養科目 4単位以上 合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業要件修得単位数に算入する。
国際教養科目群	必修 10単位 選択 40単位以上 合計 50単位以上	国際マネジメント科目群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上
国際マネジメント	卒業要件修得単位数に算入する。	国際教養	卒業要件修得単位数に算入する。

メント科目群		科目群	
—	—	スポーツ専門実技科目群	教職科目 9単位 サッカー指定科目 14単位 ※卒業要件修得単位数に算入する
合計	128単位以上	合計	128単位以上

5. 別表1-(2)に適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

薬学部			
I 群	必修科目	英語	8単位
	選択科目	教養演習科目	2単位
		基礎科目、教養演習科目	10単位以上
		合計	20単位以上
II 群	必修科目	専門科目	112単位
	選択科目	実習系科目	43単位
		専門科目	8単位以上
		コース科目	5単位
		合計	168単位以上
合計			188単位以上

未来創造学部			
国際マネジメント学科		国際教養学科	
外国語科目	英語 28単位 中国語 22単位 日本語 28単位	外国語科目	(※28単位まで語学専修科目群に含めることができる。)
基礎教育科目群	健康科目 4単位以上 演習科目 16単位 未来創造科目 4単位 情報科目 2単位以上 合計 26単位以上	基礎教育科目群	健康科目 4単位上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 合計 24単位以上
		語学専修科目群	専修英語科目又は専修中国語科目から50単位以上（ただし、28単位までは外国語科目で替えることができる）
国際マネジメント科目群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上	国際教養科目群	40単位以上
国際教養科目群	14単位以上	国際マネジメント科目群	14単位以上
合計	128単位以上	合計	128単位以上

6. 第2項に定める別表及び第4項及び第5項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 （改正 平成30年2月21日平成29年度第13回全学教授会 平成30年3月23日第271回理事会 平成30年3月28日理事長決定）

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. 第35条第2項は、平成29年4月1日以降に在籍する全学生に適用する。

附 則 （改正 平成30年2月21日第13回全学教授会 平成30年3月23日第271回理事会 決定）

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2. 第2条第1項の規定にかかわらず、平成31年度から平成36年度までの収容定員は次のとおりとする。

○収容定員

学部	学科	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
薬学部	薬学科	1558人	1452人	1346人	1240人	1220人	1200人
未来創造学部	国際教養学科	145人	—	—	—	—	—
	国際マネジメント学科	220人	—	—	—	—	—
経済経営学部	マネジメント学科	753人	1106人	1136人	1166人	1166人	1166人
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	260人	360人	360人	360人	360人	360人
医療保健学部	医療技術学科	180人	240人	240人	240人	240人	240人

3. 第2条の2の規定にかかわらず、平成29年度及び平成30年度の経済経営学部マネジメント学科入学生の人材養成の目的は次のとおりとする。

経済経営学部

グローバルな視野と異文化への深い理解、高いコミュニケーション力により、世界の人々と自由闊達に意見交換し、現代社会に生起するさまざまな課題に的確に対応し、あるべき未来を自ら創造できる人間力あふれる人材を養成する。

マネジメント学科

国際的な視野での実務的マネジメント力を身につけ、かつ幅広い知識と教養及び外国語コミュニケーション力を備えた、地域社会と国際社会で活躍できる人材を養成する。

4. 第58条の規定にかかわらず、平成29年度及び平成30年度の経済経営学部マネジメント学科入学生が取得できる教育職員免許状は次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
経済経営学部	マネジメント学科	中学校教諭1種免許状	社会、保健体育
		高等学校教諭1種免許状	地理歴史、公民、保健体育

5. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備 考
第8条	別表1	・ 2019年度以降の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
		・ 2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・ 平成27年度以降の薬学部入学生	平成27年4月1日施行
		・ 平成29年度以降の医療保健学部入学生	平成29年4月1日施行
		・ 平成29年度及び平成30年度の未来創造学部編入留学生	
	別表1- (1)	・ 平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
		・ 平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	
		・ 平成20年度から平成26年度の薬学部入学生	平成20年4月1日施行

第34条		・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
		・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部編入留学生	
	別表1- (2)	・平成18年度及び平成19年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
		・平成22年度から平成26年度の未来創造学部入学生	平成22年4月1日施行
	別表2	・平成29年度以降の薬学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度以降の経済経営学部入学生	
		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
	別表2- (1)	・平成18年度から平成28年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
		・平成18年度から平成28年度の未来創造学部入学生	
第57条	別表3	・2019年度以降の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
		・2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
	別表3- (1)	・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	
	別表3- (2)	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行

6. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。

7. 別表1- (1) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

経済経営学部 マネジメント学科		
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 日本語 中国語	12単位以上 12単位以上 12単位以上
基礎教育科目群	健康科目 未来創造科目 演習科目 情報科目 一般教養科目	2単位以上 4単位 16単位 2単位以上 4単位以上
	合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業単要件修得単位数に算入する。	
国際マネジメント 科目群	必修 選択	10単位 50単位以上
	合計 60単位以上	
国際教養科目群	卒業要件修得単位数に算入する。	
スポーツ専門実技 科目群	教職科目 サッカー指定科目	9単位 14単位
	※卒業要件修得単位数に算入する	
合計	128単位以上	

国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科		
専門教育科目	基礎科目	8単位
	語学科目	40単位以上（必修20単位含む）
	言語理解科目	40単位以上
	日本・国際理解科目	※言語理解科目から4単位以上かつ、日本・国際理解科目から必修2単位を除く4単位以上修得する。
	専門演習科目	12単位 ※海外留学A～Dを修得した当該期間中の専門演習科目の単位修得は免除する。
	海外留学科目	※海外留学A～Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位修得を免除し、修得した単位を卒業要件修得単位とする。
	計100単位以上	
一般教育科目		8単位以上（必修4単位含む）
キャリア科目		4単位以上（必修2単位含む）
合計		124単位以上 ※教職に関する科目に開講される「英語科教育法Ⅰ～Ⅳ」8単位を上限に含めることができる。

薬学部		
Ⅰ群	必修科目	英語 8単位 教養演習科目 2単位
	選択科目	基礎科目 7 教養演習科目 3
		10単位以上
		合計20単位以上
Ⅱ群	必修科目	専門科目 112単位 実習系科目 43単位
	選択科目	専門科目 8単位以上 7 コース科目 5単位 3
		13単位以上
		合計168単位以上
合計	188単位以上	

未来創造学部			
国際教養学科		国際マネジメント学科	
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 22単位以上 日本語 22単位以上 中国語 22単位以上	外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 12単位以上 日本語 12単位以上 中国語 12単位以上
基礎教育科目群	健康科目 2単位以上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位	基礎教育科目群	健康科目 2単位以上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位

	情報科目 2単位以上 一般教養科目 4単位以上 合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業要件修得単位数に算入する。		情報科目 2単位以上 一般教養科目 4単位以上 合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業要件修得単位数に算入する。
国際教養科目群	必修 10単位 選択 40単位以上 合計 50単位以上	国際マネジメント科目群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上
国際マネジメント科目群	卒業要件修得単位数に算入する。	国際教養科目群	卒業要件修得単位数に算入する。
—	—	スポーツ専門実技科目群	教職科目 9単位 サッカー指定科目 14単位 ※卒業要件修得単位数に算入する
合計	128単位以上	合計	128単位以上

8. 別表1- (2) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

薬学部	
I 群	必修科目 英語 8単位 教養演習科目 2単位 選択科目 基礎科目 } 10単位以上 教養演習科目 } 合計20単位以上
II 群	必修科目 専門科目 112単位 実習系科目 43単位 選択科目 専門科目 8単位以上 } 13単位以上 コース科目 5単位 —— } 合計168単位以上
合計	188単位以上

未来創造学部					
国際教養学科			国際マネジメント学科		
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 日本語 中国語	22単位以上 22単位以上 22単位以上	外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 日本語 中国語	12単位以上 12単位以上 12単位以上
基礎教育科目群	健康科目 未来創造科目 演習科目 情報科目 一般教養科目	2単位以上 4単位 16単位 2単位以上 4単位以上	基礎教育科目群	健康科目 未来創造科目 演習科目 情報科目 一般教養科目	2単位以上 4単位 16単位 2単位以上 4単位以上

	合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業単要件修得単位数に算入する。			合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業単要件修得単位数に算入する。	
国際教養科目群	必修 選択	10単位 40単位以上	国際マネジメント科目群	必修 選択	10単位 50単位以上
	合計 50単位以上			合計 60単位以上	
国際マネジメント科目群	卒業要件修得単位数に算入する。		国際教養科目群	卒業要件修得単位数に算入する。	
—	—		スポーツ専門実技科目群	教職科目 サッカー指定科目	9単位 14単位
				※卒業要件修得単位数に算入する。	
合計	128単位以上		合計	128単位以上	

9. 第4項に定める別表及び第7項乃至第8項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 （改正 2018（平成30）年7月31日第5回全学教授会 2018年9月19日第273回理事会決定）

- この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備 考
第8条	別表1	・ 2019年度以降の薬学部入学生	2019年4月1日施行
		・ 2019年度以降の経済経営学部入学生	
		・ 2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・ 平成29年度以降の医療保健学部入学生	平成29年4月1日施行
		・ 平成29年度及び平成30年度の未来創造学部編入留学生	
	別表1-(1)	・ 平成27年度以降の薬学部入学生	平成27年4月1日施行
		・ 平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
		・ 平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	
		・ 平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
		・ 平成27年度及び平成28年度の未来創造学部編入留学生	
	別表1-(2)	・ 平成20年度から平成26年度の薬学部入学生	平成20年4月1日施行
		・ 平成22年度から平成26年度の未来創造学部入学生	平成22年4月1日施行
	別表1-(3)	・ 平成18年度及び平成19年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
第34条	別表2	・ 平成29年度以降の薬学部入学生	平成29年4月1日施行
		・ 平成29年度以降の経済経営学部入学生	
		・ 平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	

第57条		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
	別表2- (1)	・平成18年度から平成28年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
		・平成18年度から平成28年度の未来創造学部入学生	
	別表3	・2019年度以降の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
		・2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
	別表3- (1)	・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	
	別表3- (2)	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行

3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。

4. 別表1- (1) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

薬学部		
I 群	【必修科目】 総合教養教育科目（語学・運動） 薬学準備教育、実習系科目	5単位 10単位 計15単位
II 群	【必修科目】 薬学専門教育科目 実習系科目 アドバンスト教育専門コース演習科目	113単位 44.5単位 5単位 計162.5単位
I・II 群	【選択科目】 総合教養教育科目・1～3年次薬学専門教育科目 4年次薬学専門教育科目	8単位以上 4単位以上 計12単位以上
合計	189.5単位以上	

経済経営学部 マネジメント学科		
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 日本語 中国語	12単位以上 12単位以上 12単位以上
基礎教育科目群	健康科目 未来創造科目 演習科目 情報科目 一般教養科目	2単位以上 4単位 16単位 2単位以上 4単位以上
	合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業単要件修得単位数に算入する。	
国際マネジメント 科目群	必修 選択	10単位 50単位以上

	合計 60単位以上	
国際教養科目群	卒業要件修得単位数に算入する。	
スポーツ専門実技 科目群	教職科目	9単位
	サッカー指定科目	14単位
	※卒業要件修得単位数に算入する	
合計	128単位以上	

国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科		
専門教育科目	基礎科目	8単位
	語学科目	40単位以上（必修20単位含む）
	言語理解科目	40単位以上
	日本・国際理解科目	※言語理解科目から4単位以上かつ、日本・国際理解科目から必修2単位を除く4単位以上修得する。
	専門演習科目	12単位 ※海外留学A～Dを修得した当該期間中の専門演習科目の単位修得は免除する。
	海外留学科目	※海外留学A～Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位修得を免除し、修得した単位を卒業要件修得単位とする。
	計100単位以上	
一般教育科目		8単位以上（必修4単位含む）
キャリア科目		4単位以上（必修2単位含む）
合計		124単位以上 ※教職に関する科目に開講される「英語科教育法Ⅰ～Ⅳ」8単位を上限に含めることができる。

未来創造学部					
国際教養学科			国際マネジメント学科		
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語	22単位以上	外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語	12単位以上
	日本語	22単位以上		日本語	12単位以上
	中国語	22単位以上		中国語	12単位以上
基礎教育科目群	健康科目	2単位以上	基礎教育科目群	健康科目	2単位以上
	未来創造科目	4単位		未来創造科目	4単位
	演習科目	16単位		演習科目	16単位
	情報科目	2単位以上		情報科目	2単位以上
	一般教養科目	4単位以上		一般教養科目	4単位以上
	合計	28単位以上		合計	28単位以上
	※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業要件修得単位数に算入する。			※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業要件修得単位数に算入する。	
国際教養	必修	10単位	国際マネジ	必修	10単位

科目群	選択 40単位以上 合計 50単位以上	メント科目 群	選択 50単位以上 合計 60単位以上
国際マネジメント科目群	卒業要件修得単位数に算入する。	国際教養科目群	卒業要件修得単位数に算入する。
—	—	スポーツ専門実技科目群	教職科目 9単位 サッカー指定科目 14単位 ※卒業要件修得単位数に算入する
合計	128単位以上	合計	128単位以上

5. 別表1- (2) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

薬学部			
Ⅰ 群	必修科目	英 語	8単位
		教養演習科目	2単位
	選択科目	基 礎 科 目	7
		教養演習科目	1
			10単位以上
			合計20単位以上
Ⅱ 群	必修科目	専門科目	112単位
		実習系科目	43単位
	選択科目	専門科目	8単位以上
	13単位以上		7
		コース 科 目	5単位
			1
			合計168単位以上
合計			188単位以上

未来創造学部			
国際マネジメント学科		国際教養学科	
外国語科目	英語 28単位 中国語 22単位 日本語 28単位	外国語科目	(※28単位まで語学専修科目群に含めることができる。)
基礎教育科目群	健康科目 4単位以上 演習科目 16単位 未来創造科目 4単位 情報科目 2単位以上 合計 26単位以上	基礎教育科目群	健康科目 4単位上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 合計 24単位以上
		語学専修科目群	専修英語科目又は専修中国語科目から50単位以上（ただし、28単位までは外国語科目で替えることができる）
国際マネジメント科目群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上	国際教養科目群	40単位以上
国際教養	14単位以上	国際マネジメント	14単位以上

科目群		メント 科目群	
合計	128単位以上	合計	128単位以上

6. 別表1- (3) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

薬学部			
Ⅰ 群	必修科目	英 語	8単位
	教養演習科目		2単位
	選択科目	基礎科目、教養演習科目	10単位以上
			合計20単位以上
Ⅱ 群	必修科目	専門科目	112単位
		実習系科目	43単位
	選択科目	専門科目	8単位以上
	コース科目	5単位	
			合計168単位以上
合計			188単位以上

7. 第2項に定める別表及び第4項乃至第6項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (改正 2019(平成31)年2月8日第10回全学教授会 2019年3月26日第276回理事会決定)

1. この学則は、2019年4月1日から施行する。

2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備 考
第8条	別表1	・ 2019年度以降の薬学部入学生	2019年4月1日施行
		・ 2019年度以降の経済経営学部入学生	
		・ 2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・ 2019年度及び2020年度の経済経営学部マネジメント学科編入学生	
		・ 平成29年度以降の医療保健学部入学生	平成29年4月1日施行
	別表1- (1)	・ 平成27年度以降の薬学部入学生	平成27年4月1日施行
		・ 平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
		・ 平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	
		・ 平成29年度及び平成30年度の未来創造学部編入留学生	
		・ 平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
	別表1- (2)	・ 平成20年度から平成26年度の薬学部入学生	平成20年4月1日施行
		・ 平成22年度から平成26年度の未来創造学部入学生	平成22年4月1日施行
		・ 平成27年度及び平成28年度の未来創造学部編入留学生	平成27年4月1日施行
第34条	別表2	・ 平成29年度以降の薬学部入学生	平成29年4月1日施行
		・ 平成29年度以降の経済経営学部入学生	

条		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
	別表2- (1)	・平成18年度から平成28年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
		・平成18年度から平成28年度の未来創造学部入学生	
第 57 条	別表3	・2019年度以降の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
		・2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
	別表3- (1)	・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	
	別表3- (2)	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行

3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。

4. 別表1- (1) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

薬学部		
I 群	【必修科目】 総合教養教育科目（語学・運動） 薬学準備教育、実習系科目	5単位 10単位 計15単位
II 群	【必修科目】 薬学専門教育科目 実習系科目 アドバンスト教育専門コース演習科目	113単位 44.5単位 5単位 計162.5単位
I・II 群	【選択科目】 総合教養教育科目・1～3年次薬学専門教育科目 4年次薬学専門教育科目	8単位以上 4単位以上 計12単位以上
合計	189.5単位以上	

経済経営学部 マネジメント学科		
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 日本語 中国語	12単位以上 12単位以上 12単位以上
基礎教育科目群	健康科目 未来創造科目 演習科目 情報科目 一般教養科目	2単位以上 4単位 16単位 2単位以上 4単位以上
	合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業単要件修得単位数に算入する。	

国際マネジメント 科目群	必修 選択	10単位 50単位以上
	合計 60単位以上	
国際教養科目群	卒業要件修得単位数に算入する。	
スポーツ専門実技 科目群	教職科目 サッカー指定科目	9単位 14単位
	※卒業要件修得単位数に算入する	
合計	128単位以上	

国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科		
専門教育科目	基礎科目	8単位
	語学科目	40単位以上（必修20単位含む）
	言語理解科目	40単位以上
	日本・国際理解科目	※言語理解科目から4単位以上かつ、日本・国際理解科目から必修2単位を除く4単位以上修得する。
	専門演習科目	12単位 ※海外留学A～Dを修得した当該期間中の専門演習科目の単位修得は免除する。
	海外留学科目	※海外留学A～Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位修得を免除し、修得した単位を卒業要件修得単位とする。
	計100単位以上	
一般教育科目		8単位以上（必修4単位含む）
キャリア科目		4単位以上（必修2単位含む）
合計		124単位以上 ※教職に関する科目に開講される「英語科教育法Ⅰ～Ⅳ」8単位を上限に含めることができる。

未来創造学部					
国際教養学科			国際マネジメント学科		
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語	22単位以上	外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語	12単位以上
	日本語	22単位以上		日本語	12単位以上
	中国語	22単位以上		中国語	12単位以上
基礎教育 科目群	健康科目	2単位以上	基礎教育 科目群	健康科目	2単位以上
	未来創造科目	4単位		未来創造科目	4単位
	演習科目	16単位		演習科目	16単位
	情報科目	2単位以上		情報科目	2単位以上
	一般教養科目	4単位以上		一般教養科目	4単位以上
	合計	28単位以上		合計	28単位以上
※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業要件			※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業要件		

	修得単位数に算入する。		修得単位数に算入する。
国際教養 科目群	必修 10単位 選択 40単位以上 合計 50単位以上	国際マネジ メント科目 群	必修 10単位 選択 50単位以上 合計 60単位以上
国際マネジ メント科目 群	卒業要件修得単位数に算入する。	国際教養 科目群	卒業要件修得単位数に算入する。
—	—	スポーツ専 門実技科目 群	教職科目 9単位 サッカー指定科目 14単位 ※卒業要件修得単位数に算入する
合計	128単位以上	合計	128単位以上

5. 別表1- (2) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は、次のとおりとする。

薬学部			
I 群	必修科目	英 語 8単位 教養演習科目 2単位	
	選択科目	基 礎 科 目 7 教養演習科目 1	10単位以上
			合計20単位以上
II 群	必修科目	専門科目 112単位 実習系科目 43単位	
	選択科目	専門科目 8単位以上 コース 科目 5単位	13単位以上
			合計168単位以上
合計			188単位以上

未来創造学部			
国際マネジメント学科		国際教養学科	
外国語科目	英 語 28単位 中国語 22単位 日本語 28単位	外国語科目	(※28単位まで語学専修科目群に含めることができる。)
基礎教育 科目群	健康科目 4単位以上 演習科目 16単位 未来創造科目 4単位 情報科目 2単位以上 合計 26単位以上	基礎教育 科目群	健康科目 4単位上 未来創造科目 4単位 演習科目 16単位 合計 24単位以上
		語学専修 科目群	専修英語科目又は専修中国語科目 から50単位以上 (ただし、28単位 までは外国語科目で替えることが できる)
国際マネジ メント	必修 10単位 選択 50単位以上	国際教養 科目群	40単位以上

科目群	合計 60単位以上		
国際教養科目群	14単位以上	国際マネジメント科目群	14単位以上
合計	128単位以上	合計	128単位以上

6. 第2項に定める別表及び第4項乃至第5項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則 (改正 2019(平成31)年2月8日第10回全学教授会 2019年3月26日第276回理事会決定)

1. この学則は、2020年4月1日から施行する。
2. 第2条第1項の規定にかかわらず、2020年度から2025年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
薬学部	薬学科	1412人	1266人	1120人	1060人	1000人	960人
経済経営学部	マネジメント学科	1166人	1256人	1346人	1406人	1406人	1406人
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	360人	360人	360人	360人	360人	360人
医療保健学部	医療技術学科	240人	240人	240人	240人	240人	240人

附 則 (改正 2020(令和2)年3月4日第11回全学教授会 2020年3月17日第280回理事会決定)

1. この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (改正 2020(令和2)年3月4日第11回全学教授会 2020年3月17日第280回理事会決定)

1. この学則は、2021年4月1日から施行する。
2. 第2条第1項の規定にかかわらず、2021年度から2026年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
薬学部	薬学科	1231人	1050人	955人	860人	785人	750人
経済経営学部	マネジメント学科	1256人	1346人	1391人	1376人	1376人	1376人
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	360人	360人	380人	400人	400人	400人
医療保健学部	医療技術学科	245人	250人	255人	260人	260人	260人

3. 第2条の2の規定にかかわらず、2017年度から2020年度の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生の人材養成の目的は次のとおりとする。

国際コミュニケーション学部

地域社会及び地域産業のグローバル化に貢献し、世界と地域をつなぐことのできる語学力と国際感覚を持ったグローバル人材を養成する。

・国際コミュニケーション学科

実践的な語学運用能力・コミュニケーション能力を基盤とし、世界の多様な価値観、及び日本そして地域の魅力と強みを理解し、世界と地域をつなぐことのできる語学力と国際感覚を持ったグローバル人材を養成する。

4. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備 考
第8条	別表1	・2021年度以降の国際コミュニケーション学部心理社会学科生	2021年4月1日施行
		・2019年度以降の薬学部入学生	2019年4月1日施行
		・2019年度以降の経済経営学部入学生	
		・2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・2019年度及び2020年度の経済経営学部マネジメント学科編入学生	
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	平成29年4月1日施行
	別表1- (1)	・平成27年度以降の薬学部入学生	平成27年4月1日施行
		・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	
		・平成29年度及び平成30年度の未来創造学部編入留学生	
		・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
	別表1- (2)	・平成20年度及び平成26年度の薬学部入学生	平成20年4月1日施行
		・平成22年度から平成26年度の未来創造学部入学生	平成22年4月1日施行
		・平成27年度から平成28年度の未来創造学部編入留学生	平成27年4月1日施行
第34条	別表2	・平成29年度以降の薬学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度以降の経済経営学部入学生	
		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
	別表2- (1)	・平成18年度から平成28年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
		・平成18年度から平成28年度の未来創造学部入学生	
第57条	別表3	・2019年度以降の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
		・2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
	別表3- (1)	・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	
	別表3- (2)	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行

附 則 （改正 2021（令和3）年2月12日 第8回全学教授会 2021年3月24日 第285回理事会決定）

1. この学則は、2021年4月1日から施行する。
2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備 考
第8条	別表1	・2021年度以降の医療保健学部入学生	2021年4月1日施行
		・2021年度以降の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学	

条		生	
		・ 2021年度以降の国際コミュニケーション学部心理社会学科入学生	
		・ 2019年度以降の薬学部入学生	2019年4月1日施行
		・ 2019年度以降の経済経営学入学生	
		・ 2019年度及び2020年度の経済経営学部マネジメント学科編入学生	
	別表1- (1)	・ 平成27年度以降の薬学部入学生	平成27年4月1日施行
		・ 平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
		・ 2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月1日施行
		・ 平成29年度以降の医療保健学部入学生	平成29年4月1日施行
		・ 平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
	別表1- (2)	・ 平成20年度から平成26年度の薬学部入学生	平成20年4月1日施行
		・ 平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
第34条	別表2	・ 平成29年度以降の薬学部入学生	平成29年4月1日施行
		・ 平成29年度以降の経済経営学部入学生	
		・ 平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・ 平成29年度以降の医療保健学部入学生	
	別表2- (1)	・ 平成18年度から平成28年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
		・ 平成18年度から平成28年度の未来創造学部入学生	
第57条	別表3	・ 2021年度以降の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	2021年4月1日施行
		・ 2019年度以降の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
	別表3- (1)	・ 平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
		・ 2019年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月1日施行
	別表3- (2)	・ 平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
		・ 平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行

3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する

4. 別表1- (1) 及び1- (2) を適用する国際コミュニケーション学部生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は次のとおりとする。

国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科		
専門教育科目	基礎科目	8単位
	語学科目	40単位以上（必修20単位含む）
	言語理解科目	40単位以上
	日本・国際理解科目	※言語理解科目から4単位以上かつ、日本・国際理解科目から必修2単位を除く4単位以上修得する。
	専門演習科目	12単位 ※海外留学A～Dを修得した当該期間中の専門演習科

		目の単位修得は免除する。
	海外留学科目	※海外留学A～Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位修得を免除し、修得した単位を卒業要件修得単位とする。
	計100単位以上	
一般教育科目		8単位以上（必修4単位含む）
キャリア科目		4単位以上（必修2単位含む）
合計		124単位以上 ※教職に関する科目に開講される「英語科教育法Ⅰ～Ⅳ」8単位を上限に含めることができる。

附 則（改正 2021（令和3）年2月12日 第8回全学教授会 2021年3月24日第285回理事会決定）

- この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 第2条第1項の規定にかかわらず、2022年度から2027年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
薬学部	薬学科	1030人	915人	800人	705人	650人	630人
経済経営学部	マネジメント学科	1361人	1421人	1421人	1436人	1436人	1436人
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	375人	410人	445人	460人	460人	460人
	心理社会学科	180人	180人	180人	180人	180人	180人
医療保健学部	医療技術学科	250人	255人	260人	260人	260人	260人

附 則（改正 2022（令和4）年2月10日 第8回全学教授会 2022年2月22日 第292回理事会決定）

- この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備 考
第8条	別表1	・2022年度以降の経済経営学部入学生	2022年4月1日施行
		・2022年度以降の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	
		・2022年度以降の医療保健学部入学生	
		・2021年度以降の国際コミュニケーション学部心理社会学科入学生	2021年4月1日施行
		・2019年度以降の薬学部入学生	2019年4月1日施行
	別表1- (1)	・2015年度から2018年度の薬学部入学生	2015年4月1日施行
		・2021年度の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	2021年4月1日施行
		・2019年度から2021年度の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
		・2019年度及び2020年度の経済経営学部マネジメント学科編入学生	
		・2017年度から2021年度の医療保健学部入学生	2017年4月1日施行
	別表1- (2)	・平成20年度から平成26年度の薬学部入学生	平成20年4月1日施行
		・2019年度及び2020年度の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月1日施行

		・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
	別表1-(3)	・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
第34条	別表2	・平成29年度以降の薬学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度以降の経済経営学部入学生	
		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
	別表2-(1)	・平成18年度から平成28年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行
第57条	別表3	・2022年度以降の経済経営学部入学生	2022年4月1日施行
		・2022年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
	別表3-(1)	・2019年度から2021年度の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
		・2019年度から2021年度の国際コミュニケーション学部入学生	
	別表3-(2)	・平成29年度及び平成30年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度及び平成30年度の国際コミュニケーション学部入学生	

3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。

4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は次のとおりとする。

薬学部		
I 群	【必修科目】 総合教養教育科目（語学・運動） 薬学準備教育、実習系科目 計15単位	5単位 10単位
II 群	【必修科目】 薬学専門教育科目 実習系科目 アドバンスト教育専門コース演習科目 計162.5単位	113単位 44.5単位 5単位
I・II 群	【選択科目】 総合教養教育科目・1～3年次薬学専門教育科目 4年次薬学専門教育科目 計12単位以上	8単位以上 4単位以上
合計	189.5単位以上	

国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科		
専門教育科目	語学科目	40単位以上（必修20単位含む）
	言語理解科目	44単位以上（必修2単位含む）
	文化理解科目	
	国際理解科目	
	海外留学科目	※海外留学A～Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の

		単位取得を免除し、修得した単位は卒業要件修得単位数に算入することができる。
	専門演習科目	16単位 ※海外留学A～Dを修得した当該学期中の専門演習科目の単位修得は免除する。
一般教育科目	教養科目	7単位以上（必修3単位含む）
	心理社会科目	
	キャリア科目	4単位以上（必修2単位含む）
合計 124単位以上		

経済経営学部 マネジメント学科			
一般教育科目群	教養科目	必修	1単位
		選択	9単位以上
	外国語科目（※1）	必修	4単位
		選択	6単位以上
汎用的技能科目群	リテラシー科目	必修	2単位
		選択	10単位以上
	キャリア科目		6単位
専門教育科目群	演習科目（※2）	必修	22単位
	マネジメント科目及び マネジメント実践科目	必修	8単位
		選択（※3）	40単位以上
自由科目群を除く全ての科目群			16単位以上
合 計			124単位以上

※1 外国人留学生の修得した留学生特例科目の単位は、必修科目を含む外国語科目の単位とすることができる。

※2 卒業論文を作成しない場合、卒業研究の単位は6単位とし、演習科目における卒業に必要な単位数は18単位とする。

※3 卒業論文を作成しない場合、マネジメント科目及びマネジメント実践科目（選択）における卒業に必要な単位数は44単位とする。

※4 自由科目群科目は、卒業要件単位に含まない。

経済経営学部マネジメント学科 編入留学生		
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 日本語 中国語	12単位以上 12単位以上 12単位以上
基礎教育科目群	健康科目 未来創造科目 演習科目 情報科目 一般教養科目	2単位以上 4単位 16単位 2単位以上 4単位以上
	合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業単要	

	件修得単位数に算入する。	
国際マネジメント 科目群	必修 選択	10単位 50単位以上
	合計 60単位以上	
国際教養科目群	卒業要件修得単位数に算入する。	
スポーツ専門実技 科目群	教職科目 サッカー指定科目	9単位 14単位
	※卒業要件修得単位数に算入する	
合計	128単位以上	

医療保健学部 医療技術学科			
一般教養科目	必修科目	12単位	計20単位以上
	選択科目	8単位以上	
専門基礎科目	必修科目	45単位	計45単位
専門科目	必修科目	63単位	計65単位以上
	選択科目	2単位以上	
合 計		130単位以上	

5. 別表1- (2) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は次のとおりとする。

薬学部				
Ⅰ 群	必修科目	英 語	8単位	
		教養演習科目	2単位	
	選択科目	基 礎 科 目	10単位以上	}
		教養演習科目		
合計20単位以上				
Ⅱ 群	必修科目	専門科目	112単位	
		実習系科目	43単位	
	選択科目	専門科目	8単位以上	}
		コース 科 目	5単位	
13単位以上				
合計168単位以上				
合計	188単位以上			

国際コミュニケーション学科		
専門教育科目	基礎科目	8単位
	語学科目	40単位以上（必修20単位含む）
	言語理解科目	40単位以上
	日本・国際理解科目	※言語理解科目から4単位以上かつ、日本・国際理解科目から必修2単位を除く 4 単位以上修得する
	専門演習科目	12単位

		※海外留学A～Dを修得した当該学期中の専門演習科目の単位修得は免除する。
	海外留学科目	※海外留学A～Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位取得を免除し、修得した単位は卒業要件修得単位とする。
	計100単位以上	
一般教育科目	8単位以上（必修4単位含む）	
キャリア科目	4単位以上（必修2単位含む）	
合 計	124単位以上 ※教職に関する科目に開講される「英語科教育法Ⅰ～Ⅳ」8単位を上限に含めることができる。	

経済経営学部 マネジメント学科		
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 日本語 中国語	12単位以上 12単位以上 12単位以上
基礎教育科目群	健康科目 未来創造科目 演習科目 情報科目 一般教養科目	2単位以上 4単位 16単位 2単位以上 4単位以上
	合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業単要件修得単位数に算入する。	
国際マネジメント 科目群	必修 選択	10単位 50単位以上
	合計 60単位以上	
国際教養科目群	卒業要件修得単位数に算入する。	
スポーツ専門実技 科目群	教職科目 サッカー指定科目	9単位 14単位
	※卒業要件修得単位数に算入する	
合計	128単位以上	

6. 別表1- (3) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は次のとおりとする。

国際コミュニケーション学部		
専門教育科目	基礎科目	8単位
	語学科目	40単位以上（必修20単位含む）
	言語理解科目	40単位以上
	日本・国際理解科目	※言語理解科目から4単位以上かつ、日本・国際理解科目から必修2単位を除く 4 単位以上修得する
	専門演習科目	12単位 ※海外留学A～Dを修得した当該学期中の専門演習科目の単位修

		得は免除する。
	海外留学科目	※海外留学A～Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位取得を免除し、修得した単位は卒業要件修得単位とする。
	計100単位以上	
一般教育科目	8単位以上（必修4単位含む）	
キャリア科目	4単位以上（必修2単位含む）	
合 計	124単位以上 ※教職に関する科目に開講される「英語科教育法Ⅰ～Ⅳ」8単位を上限に含めることができる。	

附 則（改正 2022（令和4）年2月10日 第8回全学教授会 2022年2月22日第292回理事会決定）

- この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 第2条第1項の規定にかかわらず、2023年度から2028年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
薬学部	薬学科	910人	790人	690人	630人	605人	600人
経済経営学部	マネジメント学科	1421人	1421人	1431人	1426人	1426人	1426人
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	410人	445人	450人	440人	440人	440人
	心理社会学科	150人	210人	225人	240人	240人	240人
医療保健学部	医療技術学科	255人	260人	260人	260人	260人	260人
	理学療法学科	60人	120人	180人	240人	240人	240人

- 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については次のとおりとする。

		対 象	備 考
第8条	別表1	・2023年度以降の医療保健学部理学療法学科入学生	2023年4月1日施行
		・2022年度以降の経済経営学部入学生	2022年4月1日施行
		・2022年度以降の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	
		・2022年度以降の医療保健学部医療技術学科入学生	
		・2021年度以降の国際コミュニケーション学部心理社会学科入学生	2021年4月1日施行
		・2019年度以降の薬学部入学生	2019年4月1日施行
	別表1- (1)	・2015年度から2018年度の薬学部入学生	2015年4月1日施行
		・2021年度の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	2021年4月1日施行
		・2019年度から2021年度の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
		・2019年度及び2020年度の経済経営学部マネジメント学科編入学生	
		・2017年度から2021年度の医療保健学部入学生	2017年4月1日施行
	別表1- (2)	・2008年度から2014年度の薬学部入学生	2008年4月1日施行
		・2019年度及び2020年度の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月1日施行
		・2017年度及び2018年度の経済経営学部入学生	2017年4月1日施行
	別表1- (3)	・2017年度及び2018年度の国際コミュニケーション学部入学生	2017年4月1日施行

第34条	別表2	・2017年度以降の薬学部入学生	2017年4月1日施行
		・2017年度以降の経済経営学部入学生	
		・2017年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・2017年度以降の医療保健学部入学生	
第57条	別表3	・2006年度から2016年度の薬学部入学生	2006年4月1日施行
		・2006年度から2016年度の経済経営学部入学生	
	別表3-(1)	・2022年度以降の経済経営学部入学生	2022年4月1日施行
		・2022年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
	別表3-(2)	・2019年度から2021年度の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
		・2019年度から2021年度の国際コミュニケーション学部入学生	

4. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。

附 則（改正 2023（令和5）年3月3日 第9回全学教授会 2023年3月 日第299回理事会決定）

- この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備 考
第8条	別表1	・2019年度以降の薬学部入学生	2019年4月1日施行
		・2022年度以降の経済経営学部入学生	2022年4月1日施行
		・2022年度以降の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	2022年4月1日施行
		・2021年度以降の国際コミュニケーション学部心理社会学科入学生	2021年4月1日施行
		・2023年度以降の医療保健学部入学生	2023年4月1日施行
	別表1-(1)	・2015年度から2018年度の薬学部入学生	2015年4月1日施行
		・2019年度から2021年度の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
		・2019年度及び2020年度の経済経営学部マネジメント学科編入学生	
		・2021年度の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	2021年4月1日施行
		・2022年度の医療保健学部入学生	2022年4月1日施行
	別表1-(2)	・2008年度から2016年度の薬学部入学生	2008年4月1日施行
		・2017年度及び2018年度の経済経営学部入学生	2017年4月1日施行
		・2019年度及び2020年度の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月1日施行
		・2017年度から2021年度の医療保健学部入学生	2017年4月1日施行
	別表1-(3)	・2017年度及び2018年度の国際コミュニケーション学部入学生	2017年4月1日施行
第34条	別表2	・2017年度以降の薬学部入学生	2017年4月1日施行
		・2017年度以降の経済経営学部入学生	

条		・2017年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・2017年度以降の医療保健学部入学生	
	別表2-(1)	・2006年度から2016年度の薬学部入学生	2006年4月1日施行
第57条	別表3	・2022年度以降の経済経営学部入学生	2022年4月1日施行
		・2022年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
	別表3-(1)	・2019年度から2021年度の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
		・2019年度から2021年度の国際コミュニケーション学部入学生	
	別表3-(2)	・2017年度及び2018年度の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
		・2017年度及び2018年度の国際コミュニケーション学部入学生	

3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。

4. 別表1-(1)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は次のとおりとする。

薬学部	
I 群	【必修科目】 総合教養教育科目（語学・運動） 5単位 薬学準備教育、実習系科目 10単位 計15単位
II 群	【必修科目】 薬学専門教育科目 113単位 実習系科目 44.5単位 アドバンスト教育専門コース演習科目 5単位 計162.5単位
I・II 群	【選択科目】 総合教養教育科目・1～3年次薬学専門教育科目 8単位以上 4年次薬学専門教育科目 4単位以上 計12単位以上
合計	189.5単位以上

経済経営学部 マネジメント学科			
一般教育科目群	教養科目	必修	1単位
		選択	9単位以上
	外国語科目（※1）	必修	4単位
		選択	6単位以上
汎用的技能科目群	リテラシー科目	必修	2単位
		選択	10単位以上
	キャリア科目		6単位
専門教育科目群	演習科目（※2）	必修	22単位
	マネジメント科目及び マネジメント実践科目	必修	8単位
		選択（※3）	40単位以上

自由科目群を除く全ての科目群	16単位以上
合 計	124単位以上

※1 外国人留学生の修得した留学生特例科目の単位は、必修科目を含む外国語科目の単位とすることができる。

※2 卒業論文を作成しない場合、卒業研究の単位は6単位とし、演習科目における卒業に必要な単位数は18単位とする。

※3 卒業論文を作成しない場合、マネジメント科目及びマネジメント実践科目（選択）における卒業に必要な単位数は44単位とする。

※4 自由科目群科目は、卒業要件単位に含まない。

経済経営学部マネジメント学科 編入留学生		
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語	12単位以上
	日本語	12単位以上
	中国語	12単位以上
基礎教育科目群	健康科目	2単位以上
	未来創造科目	4単位
	演習科目	16単位
	情報科目	2単位以上
	一般教養科目	4単位以上
	合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業単要件修得単位数に算入する。	
国際マネジメント 科目群	必修	10単位
	選択	50単位以上
	合計 60単位以上	
国際教養科目群	卒業要件修得単位数に算入する。	
スポーツ専門実技 科目群	教職科目	9単位
	サッカー指定科目	14単位
	※卒業要件修得単位数に算入する	
合計	128単位以上	

国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科		
専門教育科目	語学科目	40単位以上（必修20単位含む）
	言語理解科目	44単位以上（必修2単位含む）
	文化理解科目	
	国際理解科目	
	海外留学科目	※海外留学A～Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位取得を免除し、修得した単位は卒業要件修得単位数に算入することができる。
	専門演習科目	16単位 ※海外留学A～Dを修得した当該学期中の専門演習科目の単位修得は免除する。
一般教育科目	教養科目	7単位以上（必修3単位含む）

	心理社会科目	
	キャリア科目	4単位以上（必修2単位含む）
合計 124単位以上		

医療保健学部 医療技術学科			
一般教養科目	必修科目	11単位	計19単位以上
	選択科目	8単位以上	
専門基礎科目	必修科目	26単位	計27単位以上 ・「臨床検査学基礎演習」若しくは「臨床工学基礎演習」のいずれかを修得すること。
	選択科目	1単位以上	
専門科目	必修科目	31単位	計82単位以上 ・臨床検査学コース科目群又は臨床工学コース科目群のいずれかをすべて修得すること。 ・臨床検査学コースの場合は、共通科目群の選択科目から1科目以上、かつ、臨床工学コース科目群から指定する選択科目を2科目以上修得すること。 ・臨床工学コースの場合は、共通科目群の選択科目から「画像解析学」を含む2科目以上、かつ、臨床検査学コース科目群から指定する選択科目を1科目以上修得すること。
	選択科目	51単位以上	
合 計	128単位以上		

5. 別表1- (2) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は次のとおりとする。

薬学部			
Ⅰ群	必修科目	英 語	8単位
		教養演習科目	2単位
	選択科目	基 礎 科 目	┐
	10単位以上	教養演習科目	┐
合計20単位以上			
Ⅱ群	必修科目	専門科目	112単位
		実習系科目	43単位
	選択科目	専門科目	8単位以上 ┐
	13単位以上	コース 科 目	5単位 ───┐
合計168単位以上			
合計	188単位以上		

経済経営学部 マネジメント学科		
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語	12単位以上
	日本語	12単位以上
	中国語	12単位以上
基礎教育科目群	健康科目	2単位以上
	未来創造科目	4単位

	演習科目 情報科目 一般教養科目	16単位 2単位以上 4単位以上
	合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業単 件修得単位数に算入する。	
国際マネジメント 科目群	必修 選択	10単位 50単位以上
	合計 60単位以上	
国際教養科目群	卒業要件修得単位数に算入する。	
スポーツ専門実技 科目群	教職科目 サッカー指定科 目	9単位 14単位
	※卒業要件修得単位数に算入する	
合計	128単位以上	

国際コミュニケーション学科		
専門教育科目	基礎科目	8単位
	語学科目	40単位以上（必修20単位含む）
	言語理解科目	40単位以上
	日本・国際理解科目	※言語理解科目から4単位以上かつ、日本・国際理解科目か ら必修2単位を除く 4 単位以上修得する
	専門演習科目	12単位 ※海外留学A～Dを修得した当該学期中の専門演習科目の単 位修得は免除する。
	海外留学科目	※海外留学A～Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科 目の単位取得を免除し、修得した単位は卒業要件修得単位 とする。
	計100単位以上	
一般教育科目		8単位以上（必修4単位含む）
キャリア科目		4単位以上（必修2単位含む）
合 計		124単位以上 ※教職に関する科目に開講される「英語科教育法Ⅰ～Ⅳ」8 単位を上限に含めることができる。

医療保健学部 医療技術学科			
一般教養科目	必修科目	12単位	計20単位以上
	選択科目	8単位以上	
専門基礎科目	必修科目	45単位	計45単位
専門科目	必修科目	63単位	計65単位以上
	選択科目	2単位以上	
合 計		130単位以上	

6. 別表1- (3) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は次のとおりとする。

国際コミュニケーション学科		
専門教育科目	基礎科目	8単位
	語学科目	40単位以上（必修20単位含む）
	言語理解科目	40単位以上
	日本・国際理解科目	※言語理解科目から4単位以上かつ、日本・国際理解科目から必修2単位を除く4単位以上修得する
	専門演習科目	12単位 ※海外留学A～Dを修得した当該学期中の専門演習科目の単位修得は免除する。
	海外留学科目	※海外留学A～Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位取得を免除し、修得した単位は卒業要件修得単位とする。
	計100単位以上	
一般教育科目		8単位以上（必修4単位含む）
キャリア科目		4単位以上（必修2単位含む）
合 計		124単位以上 ※教職に関する科目に開講される「英語科教育法Ⅰ～Ⅳ」8単位を上限に含めることができる。

7. 第2項に定める別表及び第4項から第6項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

附 則（改正 2023（令和5）年3月3日 第9回全学教授会 2023年3月 日第299回理事会決定）

- この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 第2条第1項に定める編入学定員は、2026年4月1日から適用する。
- 第2条第1項の規定にかかわらず、2024年度及び2025年度の編入学定員並びに2024年度から2029年度までの入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

○編入学定員

学部	学科	2024年度	2025年度
経済経営学部	マネジメント学科	20人	20人
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	10人	10人

○入学定員（収容定員）

学部	学科	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
薬学部	薬学科	60人 (750人)	60人 (610人)	60人 (510人)	60人 (445人)	60人 (400人)	60人 (360人)
経済経営学部	マネジメント学科	110人 (1138人)	110人 (870人)	110人 (665人)	110人 (460人)	110人 (460人)	110人 (460人)
	経済学科	140人 (140人)	140人 (280人)	140人 (430人)	140人 (580人)	140人 (580人)	140人 (580人)
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	60人 (380人)	60人 (330人)	60人 (295人)	60人 (260人)	60人 (260人)	60人 (260人)

	心理社会学科	60人 (210人)	60人 (225人)	60人 (240人)	60人 (240人)	60人 (240人)	60人 (240人)
医療保健学部	医療技術学科	60人 (255人)	60人 (250人)	60人 (245人)	60人 (240人)	60人 (240人)	60人 (240人)
	理学療法学科	60人 (120人)	60人 (180人)	60人 (240人)	60人 (240人)	60人 (240人)	60人 (240人)

4. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備 考
第8条	別表1	・2019年度以降の薬学部入学生	2019年4月1日施行
		・2024年度以降の経済経営学部入学生	2024年4月1日施行
		・2022年度以降の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	2022年4月1日施行
		・2021年度以降の国際コミュニケーション学部心理社会学科入学生	2021年4月1日施行
		・2023年度以降の医療保健学部入学生	2023年4月1日施行
	別表1- (1)	・2015年度から2018年度の薬学部入学生	2015年4月1日施行
		・2022年度及び2023年度の経済経営学部入学生	2022年4月1日施行
		・2021年度の国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科入学生	2021年4月1日施行
		・2022年度の医療保健学部入学生	2022年4月1日施行
	別表1- (2)	・2019年度から2021年度の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行
		・2019年度及び2020年度の国際コミュニケーション学部入学生	
		・2017年度から2021年度の医療保健学部入学生	2017年4月1日施行
第34条	別表2	・2024年度以降の経済経営学部入学生	2024年4月1日施行
		・2017年度以降の薬学部入学生	2017年4月1日施行
		・2017年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・2017年度以降の医療保健学部入学生	
	別表2- (1)	・2017年度から2023年度の経済経営学部入学生	2017年4月1日施行
第57条	別表2- (2)	・2006年度から2016年度の薬学部入学生	2006年4月1日施行
	別表3	・2024年度以降の経済経営学部入学生	2024年4月1日施行
		・2022年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	2022年4月1日施行
	別表3- (1)	・2022年度から2023年度の経済経営学部入学生	2022年4月1日施行
		・2019年度から2021年度の国際コミュニケーション学部入学生	2019年4月1日施行
	別表3- (2)	・2019年度から2021年度の経済経営学部入学生	2019年4月1日施行

5. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。

6. 別表1- (1) を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は次のとおりとする。

薬学部	
I 群	【必修科目】 総合教養教育科目（語学・運動） 5単位 薬学準備教育、実習系科目 10単位 計15単位
II 群	【必修科目】 薬学専門教育科目 113単位 実習系科目 44.5単位 アドバンスト教育専門コース演習科目 5単位 計162.5単位
I・II 群	【選択科目】 総合教養教育科目・1～3年次薬学専門教育科目 8単位以上 4年次薬学専門教育科目 4単位以上 計12単位以上
合計	189.5単位以上

経済経営学部 マネジメント学科			
一般教育科目群	教養科目	必修	1単位
		選択	9単位以上
	外国語科目（※1）	必修	4単位
		選択	6単位以上
汎用的技能科目群	リテラシー科目	必修	2単位
		選択	10単位以上
	キャリア科目		6単位
専門教育科目群	演習科目（※2）	必修	22単位
	マネジメント科目及び マネジメント実践科目	必修	8単位
		選択（※3）	40単位以上
自由科目群を除く全ての科目群			16単位以上
合 計			124単位以上

※1 外国人留学生の修得した留学生特例科目の単位は、必修科目を含む外国語科目の単位とすることができる。

※2 卒業論文を作成しない場合、卒業研究の単位は6単位とし、演習科目における卒業に必要な単位数は18単位とする。

※3 卒業論文を作成しない場合、マネジメント科目及びマネジメント実践科目（選択）における卒業に必要な単位数は44単位とする。

※4 自由科目群科目は、卒業要件単位に含まない。

国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科		
専門教育科目	語学科目	40単位以上（必修20単位含む）
	言語理解科目	44単位以上（必修2単位含む）
	文化理解科目	
	国際理解科目	

	海外留学科目	※海外留学A～Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位取得を免除し、修得した単位は卒業要件修得単位数に算入することができる。
	専門演習科目	16単位 ※海外留学A～Dを修得した当該学期中の専門演習科目の単位修得は免除する。
一般教育科目	教養科目	7単位以上（必修3単位含む）
	心理社会科目	
	キャリア科目	4単位以上（必修2単位含む）
合計 124単位以上		

医療保健学部 医療技術学科			
一般教養科目	必修科目	11単位	計19単位以上
	選択科目	8単位以上	
専門基礎科目	必修科目	26単位	計27単位以上 ・「臨床検査学基礎演習」若しくは「臨床工学基礎演習」のいずれかを修得すること。
	選択科目	1単位以上	
専門科目	必修科目	31単位	計82単位以上 ・臨床検査学コース科目群又は臨床工学コース科目群のいずれかをすべて修得すること。 ・臨床検査学コースの場合は、共通科目群の選択科目から1科目以上、かつ、臨床工学コース科目群から指定する選択科目を2科目以上修得すること。 ・臨床工学コースの場合は、共通科目群の選択科目から「画像解析学」を含む2科目以上、かつ、臨床検査学コース科目群から指定する選択科目を1科目以上修得すること。
	選択科目	51単位以上	
合 計	128単位以上		

7. 別表1-(2)を適用する学生の「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は次のとおりとする。

経済経営学部 マネジメント学科		
外国語科目 ※いずれかの言語を選択	英語 日本語 中国語	12単位以上 12単位以上 12単位以上
基礎教育科目群	健康科目 未来創造科目 演習科目 情報科目 一般教養科目	2単位以上 4単位 16単位 2単位以上 4単位以上
	合計 28単位以上 ※キャリア科目の一部、シティカレッジ科目、留学科目は卒業単要件修得単位数に算入する。	
国際マネジメント 科目群	必修 選択	10単位 50単位以上

	合計 60単位以上	
国際教養科目群	卒業要件修得単位数に算入する。	
スポーツ専門実技科目群	教職科目	9単位
	サッカー指定科目	14単位
	※卒業要件修得単位数に算入する	
合計	128単位以上	

国際コミュニケーション学科		
専門教育科目	基礎科目	8単位
	語学科目	40単位以上（必修20単位含む）
	言語理解科目	40単位以上
	日本・国際理解科目	※言語理解科目から4単位以上かつ、日本・国際理解科目から必修2単位を除く4単位以上修得する
	専門演習科目	12単位 ※海外留学A～Dを修得した当該学期中の専門演習科目の単位修得は免除する。
	海外留学科目	※海外留学A～Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位取得を免除し、修得した単位は卒業要件修得単位とする。
	計100単位以上	
一般教育科目		8単位以上（必修4単位含む）
キャリア科目		4単位以上（必修2単位含む）
合 計		124単位以上 ※教職に関する科目に開講される「英語科教育法Ⅰ～Ⅳ」8単位を上限に含めることができる。

医療保健学部 医療技術学科			
一般教養科目	必修科目	12単位	計20単位以上
	選択科目	8単位以上	
専門基礎科目	必修科目	45単位	計45単位
専門科目	必修科目	63単位	計65単位以上
	選択科目	2単位以上	
合 計		130単位以上	

8. 第4項に定める別表及び第5項から第7項は、当該学生の在籍しなくなった年度をもって廃止する。

経済経営学部経済学科			
科目区分		授業科目の名称	単位数
一般教育科目群	教養科目	北陸大学の学び	1
		北陸の文化と社会	2 *
		SDGs1	2 *
		SDGs2	2 *
		哲学	2 *
		倫理学	2 *
		心理学	2 *
		社会学	2 *
		政治学	2 *
		自然科学概論	2 *
		ジェンダー論	2 *
		生命科学	2 *
		スポーツ1	1 *
		スポーツ2	1 *
		性教育	2 *
		救急処置	2 *
		発育発達論	2 *
		公衆衛生学	2 *
	外国語科目	英語1	1
		英語2	1
		実用英語1	1 *
		実用英語2	1 *
		実用英語3	1 *
		実用英語4	1 *
		中国語1	1 *
		中国語2	1 *
		中国語3	1 *
		中国語4	1 *
		English Seminar1	2 *
		English Seminar2	2 *
		English Seminar3	2 *
	留学生特例科目	日本語1	1 *
		日本語2	1 *
		日本語3	1 *
		日本語4	1 *
		日本語5	1 *
		日本語6	1 *
		実用日本語1	1 *
		実用日本語2	1 *
		実用日本語3	1 *
		実用日本語4	1 *
		実用日本語5	1 *
		実用日本語6	1 *
		日本事情1	2 *
		日本事情2	2 *
		資格日本語1	2 *
		資格日本語2	2 *
		資格日本語3	2 *
		資格日本語4	2 *
	文章表現科目	日本語リテラシー1	2 *
		日本語リテラシー2	2 *
		アカデミックライティング1	1 *
		アカデミックライティング2	1 *
		リサーチプロジェクト1	1 *
		リサーチプロジェクト2	1 *
一般教育科目群	海外研修科目	海外研修1	1 *
		海外研修2	1 *
		海外研修3	2 *
		海外研修4	2 *
		海外研修5	6 *
		海外研修6	6 *

科目区分		授業科目の名称	単位数	
専門教育科目群	データサイエンス・AI科目	情報リテラシー	2	
		プログラミング入門	2	*
		AI基礎	2	*
		データサイエンス1	2	*
		データサイエンス2	2	*
		データサイエンス3	2	*
		データサイエンス4	2	*
		社会調査法	2	*
		データサイエンスのための数学	2	*
		データベース	2	*
		データエンジニアリング	2	*
	リーダーシップ・キャリア形成科目	キャリアデザイン1	1	*
		キャリアデザイン2	1	*
		リーダーシップ入門	1	*
		ファシリテーション論	2	*
		アントレプレナーシップ論	1	*
		キャリア形成論	1	*
		インターンシップ	2	*
		キャリアプランニング	2	*
	経済基幹科目	経済学入門	2	
		経営学入門	2	*
		会計学入門	2	*
		ミクロ経済学1	2	
		ミクロ経済学2	2	
		マクロ経済学1	2	
		マクロ経済学2	2	
		経済数学	2	*
		経済統計	2	*
		計量経済学	2	*
		経済データ分析	2	*
		経済の思想と哲学	2	*
		ゲーム理論	2	*
		日本経済論	2	*
	経済専門科目	金融リテラシー	2	*
		金融論	2	*
		ファイナンシャルプランニング	2	*
		国際金融論	2	*
		コーポレートファイナンス	2	*
		財政学	2	*
		公共経済学	2	*
		行動経済学	2	*
		経済政策	2	*
		社会保障論	2	*
		労働経済学	2	*
		教育経済学	2	*
		マーケティング論	2	*
		イノベーション論	2	*
		都市・地域経済論	2	*
		医療経済論	2	*
		資源・エネルギー論	2	*
		国際経済学	2	*
		環境経済学	2	*
		開発経済学	2	*
		グローバル経済論	2	*
		北陸SDGs基礎	2	*
		北陸SDGs実践	2	*

科目区分		授業科目の名称	単位数	
専門教育科目群	展開科目	簿記論	2	*
		財務会計論	2	*
		人的資源管理論	2	*
		法学入門	2	*
		民法1	2	*
		民法2	2	*
		日本国憲法	2	*
		企業法	2	*
		行政学	2	*
		国際政治学	2	*
		グローバルガバナンス	2	*
		地域マネジメント入門	2	*
		地域マネジメント総論	2	*
		地域マネジメント実習	1	*
		基礎プログラミング	2	*
		応用プログラミング	2	*
		実践プログラミング	2	*
		スポーツ科学概論	2	*
		コーチング学	2	*
		スポーツ社会学	2	*
		スポーツマネジメント	2	*
	演習科目	基礎ゼミナール	4	
		専門基礎ゼミナール	4	
		専門ゼミナール	4	
		卒業研究	6	
自由科目群	教職科目	教育学概論	2	☆
		教職論	2	☆
		教育社会学	2	☆
		教育心理学	2	☆
		特別支援教育	1	☆
		教育課程論	2	☆
		道徳教育論	2	☆
		特別活動と総合的な学習の時間	2	☆
		教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法）	2	☆
		生徒・進路指導論	2	☆
		教育相談	2	☆
		教育実習事前事後指導	1	☆
		教育実習1	2	☆
		教育実習2	2	☆
		教職実践演習（中・高）	2	☆
		公民科教育法1	2	☆
		公民科教育法2	2	☆
	基礎科目	基礎数学1	2	☆
		基礎数学2	2	☆

備考 *は選択科目、☆は自由科目を示す。

別表 3 教育職員免許状取得に関する修得単位数

学部	学科	免許教科	免許状の種類	大学において 修得が必要と される「教科及 び教職に関す る科目」の最低 単位数
経済経営学部	マネジメント学科	保健体育	中学校教諭一種免許状	59
			高等学校教諭一種免許状	
	経済学科	公 民	高等学校教諭一種免許状	
		公 民	高等学校教諭一種免許状	
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	英 語	中学校教諭一種免許状	
			高等学校教諭一種免許状	

教育の基礎的理解に関する科目等の名称及び単位数

- ・経済経営学部マネジメント学科・経済学科
- ・国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開講授業科目		備考
科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○ 教育学概論	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	○ 教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	○ 教育社会学	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○ 教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童、児童及び生徒に対する理解	○ 特別支援教育	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	○ 教育課程論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	○ 道徳教育論 *	2	
	総合的な学習の時間の指導法	○ 特別活動と総合的な学習の時間	2	
	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術	○ 教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法）	2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
	生徒指導の理論及び方法	○ 生徒・進路指導論	2	
	進路指導の理論及び方法			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○ 教育相談	2	
教育実践に関する科目	教育実習	○ 教育実習事前・事後指導	1	中免のみ必修
		○ 教育実習Ⅰ（教育実習1）	2	
		○ 教育実習Ⅱ（教育実習2）	2	
	教職実践演習	○ 教職実践演習（中・高）	2	

○は免許状の取得する場合の必修科目

* 高一種免においては、「道徳教育論」を教育職員免許法施行規則に定める『大学が独自に設定する科目』として扱う

教科及び教科の指導法に関する科目の名称及び単位数

学部・ 学科等	免許状 の種類	免許法施行規則に 定める科目区分	左記に対応する開講授業科目		備 考
			授業科目	単位数	
経済経営学部 マネジメント学科	中一 種免・高一 種免（保健 体育）	体育実技	○ スポーツ実習Ⅰ	1	
			○ スポーツ実習Ⅱ	1	
			○ スポーツ実習Ⅲ	1	
			○ スポーツ実習Ⅳ	1	
			○ スポーツ実習Ⅴ	1	
			○ スポーツ実習Ⅵ	1	
			○ スポーツ実習Ⅶ	1	
			○ スポーツ実習Ⅷ	1	
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	○ 体育原理	2	
			○ 運動動作学	2	
			○ 運動心理学	2	
			○ スポーツマネジメント	2	
			○ スポーツ社会学	2	
			○ スポーツ栄養学	2	
			○ コーチング学	2	
		生理学（運動生理を含む。）	○ 運動生理学	2	
			生命科学	2	
		衛生学及び公衆衛生学	○ 公衆衛生学	2	
		学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	○ 学校保健	2	
			○ 救急処置	2	
			○ 性教育	2	
			発育発達論	2	
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○ 保健体育科教育法Ⅰ	2	
			○ 保健体育科教育法Ⅱ	2	
			○ 保健体育科教育法Ⅲ	2	
			○ 保健体育科教育法Ⅳ	2	

○は免許状を取得する場合の必修科目

教科及び教科の指導法に関する科目の名称及び単位数

学部・ 学科等	免許状 の種類	免許法施行規則に 定める科目区分	左記に対応する開講授業科目		備 考
			授業科目	単位数	
経済経営学部 マネジメント学科	高一種免 (公民)	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	○ 法学入門	2	2科目4単位 以上選択必修
			○ グローバルガバナンス	2	
			刑法	2	
			民法1	2	
			民法2	2	
			民法3	2	
			○ 政治学	2	
			○ 国際政治学	2	
			行政学	2	
		「社会学、経済学（国際経済学を含む。）」	○ 社会学	2	
			○ マクロ経済学	2	
			○ ミクロ経済学	2	
			○ 国際経済学	2	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学	2	2科目4単位 以上選択必修
			倫理学	2	
			心理学	2	
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」	○ 公民科教育法1	2	
			○ 公民科教育法2	2	

○は免許状を取得する場合の必修科目

教科及び教科の指導法に関する科目の名称及び単位数

学部・ 学科等	免許状 の種類	免許法施行規則に 定める科目区分	左記に対応する開講授業科目		備 考
			授業科目	単位数	
経済経営学部 経済学科	高一種免 (公民)	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	○ 法学入門 ○ グローバルガバナンス ○ 民法 1 民法 2 民法 3 企業法 ○ 政治学 ○ 国際政治学 行政学	2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		「社会学、経済学（国際経済学を含む。）」	○ 社会学 ○ マクロ経済学 1 ○ ミクロ経済学 1 ○ 国際経済学	2 2 2 2	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学 倫理学 心理学	2 2 2	2 科目 4 単位 以上選択必修
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○ 公民科教育法 1 ○ 公民科教育法 2	2 2	

○は免許状を取得する場合の必修科目

教科及び教科の指導法に関する科目の名称及び単位数

学部・学科等	免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考
			授業科目	単位数	
国際コミュニケーション学部・国際コミュニケーション学科	中一種免・高一種免（英語）	英語学	○ 英語学概論 ○ 言語学入門 ○ 音声学 ○ Basic Grammar I ○ Basic Grammar II Advanced Grammar I Advanced Grammar II	2 2 2 1 1 1 1	
		英語文学	○ 英米文学史	2	
		英語コミュニケーション	○ Basic Reading I ○ Basic Reading II Advanced Reading I Advanced Reading II ○ Basic Writing I ○ Basic Writing II Advanced Writing I Advanced Writing II ○ Practical Communication I ○ Practical Communication II	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		異文化理解	○ 英語圏の文化と社会 ○ 現代アメリカ論	2 2	
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○ 英語科教育法 I ○ 英語科教育法 II ○ 英語科教育法 III ○ 英語科教育法 IV	2 2 2 2	

○は免許状を取得する場合の必修科目

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定められる科目

学部・学科等		免許法施行規則に定める科目	左記に対応する開講授業科目		備 考
			授業科目	単位数	
経済経営学部	マネジメント学科	日本国憲法	○ 日本国憲法	2	
		体育	スポーツ科学概論	2	これら 2 科目より 1 科目選択必修
			スポーツ 1	1	
			スポーツ 2	1	
		外国語コミュニケーション	○ 英語 1	1	
			○ 英語 2	1	
		数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	○ 情報リテラシー	2	

○は免許状を取得する場合の必修科目

学部・学科等		免許法施行規則に定める科目	左記に対応する開講授業科目		備 考
			授業科目	単位数	
経済経営学部	経済学科	日本国憲法	○ 日本国憲法	2	
		体育	スポーツ科学概論	2	これら 2 科目より 1 科目選択必修
			スポーツ 1	1	
			スポーツ 2	1	
		外国語コミュニケーション	○ 英語 1	1	
			○ 英語 2	1	
		数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	○ 情報リテラシー	2	

○は免許状を取得する場合の必修科目

学部・学科等		免許法施行規則に定める科目	左記に対応する開講授業科目		備 考
			授業科目	単位数	
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	日本国憲法	○日本国憲法	2	
		体育	スポーツⅠ	1	これら3科目より2科目必修
			スポーツⅡ	1	
			スポーツ科学	2	
		外国語コミュニケーション	Basic SpeakingⅠ	1	これら4科目より2科目必修
			Basic SpeakingⅡ	1	
			Advanced SpeakingⅠ	1	
			Advanced SpeakingⅡ	1	
		数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	○情報リテラシー	2	

○は免許状を取得する場合の必修科目